

令和4年度
事業報告書



多摩北部都市広域行政圏協議会

小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市

目 次

1 会議	
(1) 会議開催状況	1
(2) 会議内容	2
2 専門委員会報告	
(1) 令和4年度専門委員会への付託事項	5
(2) 都市建設専門委員会	7
(3) 緑化専門委員会	10
(4) 情報推進専門委員会	15
(5) 生涯スポーツ専門委員会	18
(6) 産業・観光振興専門委員会	21
3 共同事業	
(1) 文化事業(多摩六都フェア)：4事業	25
(2) スポーツ事業(多摩六都フェア)：1事業	29
(3) 緑の保全事業(多摩六都フェア)：1事業	30
(4) 青少年健全育成事業(多摩六都フェア)：3事業	31
(5) 公共施設の相互利用事業：3事業	34
ア 市立図書館の相互利用事業	34
イ 体育施設の相互利用事業	37
ウ 管外宿泊施設の相互利用事業	40
(6) 多摩六都公共交通担当実務者連絡会	41
(7) 多摩六都科学館事業(域内連携した企画展等)	42
4 後援名義の使用承認	44
5 圏域情報提供	
(1) 圏域ニュース	45
(2) 多摩北部都市広域行政圏協議会ホームページの運営	46
6 多摩北部都市広域行政圏協議会の歩み	47
7 多摩北部都市広域行政圏協議会1年間の歩み	52
附属資料	
○ 多摩北部都市広域行政圏協議会の概要	54
○ 歴代協議会三役及び事務局体制	56
○ 多摩北部都市広域行政圏協議会規約	57
○ 多摩北部都市広域行政圏協議会審議会規程	60
○ 多摩北部都市広域行政圏協議会幹事会規程	61
○ 多摩北部都市広域行政圏協議会専門委員会設置要綱	62
○ 多摩北部都市広域行政圏協議会名簿	67

1 会 議

(1) 会議開催状況

No	会 議 名	回 数
1	多摩北部都市広域行政圏協議会 協議会	3
2	多摩北部都市広域行政圏協議会 審議会	2
3	多摩北部都市広域行政圏協議会 幹事会	4
4	多摩北部都市広域行政圏協議会 都市建設専門委員会	2
5	” 緑化専門委員会	3
6	” 情報推進専門委員会	2
7	” 生涯スポーツ専門委員会	3
8	” 産業・観光振興専門委員会	2
合 計		21

(2) 会議内容

1 協議会

回数	開催日等	議題内容
1	令和4年7月21日(木) 於：多摩六都科学館	(議題) 議案第1号 令和3年度多摩北部都市広域行政圏協議会歳入歳出決算について (協議事項) (1) 令和4年度多摩北部都市広域行政圏協議会事務日程について (報告事項) (1) 令和3年度事業報告書について (2) 令和4年度各専門委員会への付託事項について (3) 令和4年度多摩六都フェアの日程等について
2	令和4年11月10日(木) 於：多摩六都科学館	(議題) 議案第2号 令和5年度多摩北部都市広域行政圏協議会予算について (協議事項) (1) 協議会 Web サイト「たまろくナビ」のリニューアルについて (2) 西武鉄道との関係性の構築について (報告事項) (1) 専門委員会の活動状況等について(令和4年度途中経過) ・ 専門委員会の活動状況 ・ 多摩六都フェア (2) (仮)実務者連絡会の設置について ・ 多文化共生施策担当 ・ 文化芸術施策担当
3	令和5年2月9日(木) 於：多摩六都科学館	(議題) 議案第3号 多摩北部都市広域行政圏協議会役員の改選について (協議事項) (1) 令和4年度専門委員会の活動報告及び評価について (2) 令和5年度専門委員会の付託事項について (3) 西武鉄道との関係性の構築について (報告事項) (1) 令和4年度 多摩六都フェアの開催状況について (2) 協議会 Web サイトのリニューアルについて (3) 施設の広域連携に関する取組について

2 審議会

回数	開催日等	議題内容
1	令和4年7月27日(水) 於：多摩六都科学館	<p>(議題)</p> <p>(1) 令和3年度多摩北部都市広域行政圏協議会歳入歳出決算について</p> <p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和3年度事業報告書について</p> <p>(2) 令和4年度多摩北部都市広域行政圏協議会事務日程について</p> <p>(3) 令和4年度専門委員会への付託事項について</p> <p>(4) 令和4年度多摩六都フェアの日程等について</p>
2	令和5年2月14日(火) 於：多摩六都科学館	<p>(議題)</p> <p>(1) 令和5年度多摩北部都市広域行政圏協議会予算について</p> <p>(2) 令和4年度専門委員会の活動報告及び評価について</p> <p>(3) 令和5年度専門委員会の付託事項について</p> <p>(4) 多摩北部都市広域行政圏協議会役員の改選について</p> <p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和4年度多摩六都フェアの開催状況について</p> <p>(2) 協議会 Web サイトのリニューアルについて</p> <p>(3) 施設の広域連携に関する取組について</p>

3 幹事会

回数	開催日等	議題内容
1	令和4年4月8日(金) 於：西東京市役所田無庁舎	(議題) (1)令和4年度多摩北部都市広域行政圏協議会事務日程について (2)協議会 Web サイト「たまろくナビ」の再構築について (報告) (1)令和4年度専門委員会への付託事項について (2)多摩六都フェアについて
2	令和4年7月1日(金) 於：西東京市役所田無庁舎	(議題) (1)令和3年度多摩北部都市広域行政圏協議会歳入歳出決算について (2)令和3年度事業報告書について (報告) (1)令和4年度専門委員会の活動状況 (2)令和4年度多摩六都フェアの日程等について (3)多摩北部都市広域行政圏協議会ニュース No. 33 について (4)協議会 Web サイトのリニューアルについて
3	令和4年11月1日(火) 於：西東京市役所田無庁舎	(議題) (1)令和5年度多摩北部都市広域行政圏協議会予算案について (2)協議会 Web サイトのリニューアルについて (3)西武鉄道との関係性の構築について (報告) (1)専門委員会の活動状況等について(令和4年度途中経過) ・専門委員会の活動状況 ・多摩六都フェア (2)(仮)実務者連絡会(多文化共生・文化芸術)の設置について
4	令和5年1月26日(木) 於：西東京市役所田無庁舎	(議題) (1)令和4年度専門委員会の活動報告及び評価について (2)令和5年度専門委員会の付託事項について (3)西武鉄道との関係性の構築について (4)施設の広域連携に関する取組について (報告) (1)令和4年度多摩六都フェアの開催状況について (2)協議会 Web サイトのリニューアルについて

2 専門委員会報告

令和5年3月31日

(1) 令和4年度 専門委員会への付託事項

令和3年3月に策定した第四次多摩北部都市広域行政圏計画「多摩六都広域連携プラン」は、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間として、5市が連携して行う施策の方向性を示している。

多摩六都広域連携プランを推進するにあたり、協議会は、当該年度において調査・研究及び検討する事項を、各市の担当部署からなる分野別の専門委員会に付託している。各専門委員会は、多摩六都広域連携プランに基づいた、5年間における取組の大まかな方向性を設定しており、計画的に取組を進めている。

令和4年度 専門委員会への付託事項

専門委員会	付託事項
【継続】 都市建設 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 都市計画道路の整備促進について 第四次事業化計画に位置付けられた都施行路線及び市施行路線等の整備状況について情報共有し、圏域内の広域道路ネットワークが整備できるよう連携を図り、必要に応じ、要請活動の検討を行う。 連続立体交差事業の促進について 事業中の西武新宿線東村山駅付近及び事業認可に向けて準備を進めている井荻駅～西武柳沢駅間について、事業進捗について情報共有を図る。また、鉄道立体化の検討対象区間である3区間の事業化に向け、まちづくりの機運醸成に向けた取組など、沿線自治体で連携して事業が促進できるよう、検討を進め、東京都と情報交換を行う。必要に応じ、連続立体交差事業を実施した自治体への視察、周知用のパンフレットの見直しや要請活動の検討を行う。 鉄道利便性の向上について 圏域内の移動の円滑化、利用者の安全性の向上の観点から、鉄道駅のバリアフリー化等について、調査研究し、必要に応じ、鉄道事業者等への要請活動の検討を行う。
【継続】 緑化 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 緑・水辺環境に対する保全意識の醸成について 次の事業を実施し、市民における身近なみどりの重要性の再認識と、一層のみどりの保護と緑化推進意識の向上を図ること。水と緑ウォッチングウォークの実施。 公園緑地等における民間の能力や市民協働を活用した取組の推進 指定管理者制度やPark-PFIなど民間事業者等との連携による公園緑地の整備や維持管理、また、市民協働による公園管理としてアダプト制度等の取組について、情報交換や研究を行うこと。
【継続】 情報推進 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> デジタル技術の活用に向けた検討 ・情報セキュリティ向上の研究と実践 行政のデジタル化に向けた検討 ・情報システムの標準化・共通化に向けた取組について ・行政手続のオンライン化に向けた取組について
【継続】 生涯スポーツ 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 多摩六都スポーツ大会の開催 令和4年度の多摩六都スポーツ大会において、圏域内の市民相互の交流を図るため、誰もが気軽に楽しめる「ポッチャ」の大会を開催する。 なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては、WEB会議ソフトを活用した「課題型ポッチャ大会」や万歩計機能がついたアプリ等を活用した「ウォーキングイベント」など、代替事業について検討する。 多摩六都スポーツ大会の実施内容の検討 事業終了後に検証を行い、次年度の事業内容を検討する。 圏域スポーツイベントの研究 既存の各市スポーツイベントにおいて、当該市民のみならず圏域住民も参加できるような方法等について研究する。
【継続】 産業・観光振興 専門委員会	<p>各市の魅力を市内外に浸透させ、街のにぎわいを生み出すには、広域連携により、圏域を一体とらえた施策が効果的である。圏域各市の地域資源の活用、及び他団体との連携により、地域資源を活用した、圏域としての魅力の創出や発信に関する施策を検討する。</p>

令和4年4月22日付4多北広圏第11号「令和4年度 専門委員会への付託について」により各専門委員会へ付託した。

令和3年度から令和7年度までの5年間における取組の大まかな「方向性」

専門委員会	取組の大まかな「方向性」
都市建設 専門委員会	<p>1 都市計画道路事業の着実な実施 引き続き、第四次事業化計画に位置付けられた都施行路線及び市施行路線等の整備状況について情報共有し、必要に応じ、要請活動の検討を行う。 令和7年度以降の時期、第五次事業化計画の策定にあたっては、圏域内の広域道路ネットワークが整備できるよう連携を図る。 また、「多摩北部都市広域行政圏区域図」の更新について検討する。</p> <p>2 連続立体交差事業の推進 事業中の西武新宿線東村山駅付近及び令和5年度までに事業認可を予定している井荻駅～西武柳沢駅間について、事業進捗について情報共有する。 また、鉄道立体化の検討対象区間である3区間の事業化に向け、まちづくりの機運醸成に向けた取組など、沿線自治体で連携して事業が促進できるよう、検討を進めていく。 必要に応じ、連続立体交差事業を実施した自治体への視察、周知用のパンフレットの見直しや要請活動の検討を行う。</p> <p>3 鉄道利便性の向上 圏域内の移動の円滑化、利用者の安全性の向上の観点から、鉄道駅のバリアフリー化等について、調査研究し、必要に応じ、鉄道事業者等への要請活動の検討を行う。</p>
緑化 専門委員会	<p>1 都市計画公園・緑地の整備に向けた取組 東京都の策定した方針（緑確保の総合的な方針、都市計画公園・緑地の整備方針）に基づく、圏域内の進捗状況等について、5市で情報共有・研究を進める。</p> <p>2 魅力ある公園づくりに向けた取組 指定管理者制度など民間活力を活用した公園緑地の維持管理など、圏域の特色を活かした公園づくりについて、5市で情報共有・研究を進める。</p> <p>3 みどりの保全の推進 水と緑ウォッチングウォーク等のイベントにより、身近なみどりの重要性の再認と、一層のみどりの保護と緑化推進意識の向上を図る取組を行う。</p> <p>4 都市農地の保全の推進 特定生産緑地制度の活用など、生産緑地の維持・保全に向けた取組について、5市で情報共有・研究を進める。</p>
情報推進 専門委員会	<p>1 デジタル技術の活用に向けた検討 ・情報セキュリティ向上の研究と実践 ・新技術（RPA・AI・WEB会議・テレワーク等）の研究と情報共有</p> <p>2 行政のデジタル化に向けた検討 ・システムの統一・標準化に向けた取組について ・3市の自治体クラウド導入に向けた取組について</p>
生涯スポーツ 専門委員会	<p>1 多摩六都スポーツ大会の継続 多摩六都スポーツ大会の競技種目について、圏域住民にとって魅力のある種目を基本に、構成市で協議のうえ担当市の意向を尊重して決定する。</p> <p>2 圏域スポーツイベントの発展 各市が独自に行っているスポーツイベントを「(仮称)たまろくスポーツ」として圏域住民が参加できるようにするなど、広域連携の発展を検討していく。</p> <p>3 スポーツ施設の相互利用について 利用者の利便性向上に向けた対応策等を検討する。</p>
産業・観光振興 専門委員会	<p>1 多摩六都の地域資源の活用</p> <p>2 圏域内の地域ブランドの普及促進</p> <p>3 企業等の連携による街のにぎわいや経済循環の創出</p> <p>4 圏域内外への効果的なPR手法の検討</p>

各専門委員会が設定した5年間における取組の大まかな方向性について、令和3年度第1回幹事会（令和3年4月15日開催）に報告。

2 連続立体交差事業の促進に向けた取組

事業中の西武新宿線東村山駅付近や令和3年11月26日に都市計画決定をした井荻駅～西武柳沢駅間の事業進捗について情報共有しました。

また、鉄道立体化の検討対象区間を含めた5区間について、各駅のまちづくりの取り組み事例や検討状況について情報共有しました。

事業中区間 西武新宿線 東村山駅付近 連続立体交差化事業（都施行）

- ・ 駅部で高架橋の構築工事中
- ・ 新宿線所沢方・久米川方、西武園線、国分寺線（一部除く）の仮線路切替工事が完了し、高架橋の構築工事中

鉄道附属街路整備事業（都施行3路線、市施行2路線）が事業中

東村山駅周辺まちづくり

- ・ 令和4年3月 東村山駅周辺まちづくり実行プランを策定
東村山駅東口地区市街地総合再生基本計画を策定
- ・ 令和4年9月 東村山駅東口地区市街地総合再生計画を策定

準備中区間 西武新宿線 井荻駅～西武柳沢駅間

- ・ 令和3年11月26日 連続立体交差化計画について都市計画決定
- ・ 併せて、関連する西東京市都市計画道路の変更（鉄道附属街路8路線の追加、東伏見駅交通広場の面積変更）を都市計画決定

検討対象区間 西武池袋線 大泉学園～保谷駅付近

西武池袋線 ひばりヶ丘～東久留米駅付近

西武新宿線 田無～花小金井駅付近

3 鉄道利便性の向上に向けた取組

各市における鉄道駅のバリアフリー化の状況について、情報共有を行いました。

東村山駅：連続立体交差事業に伴い新設される東村山駅のホームドア設置に関する基本事項について、東村山市と西武鉄道株式会社との間で覚書を締結（令和4年8月）

4 今後の計画

(1) 都市計画道路事業の整備促進に向けた取組について

本圏域における都市計画道路の完成率は約4割にとどまり、6割を超える区部や多摩地域全体に比べ、低い状況です。

引き続き、第四次事業化計画に位置付けられた都施行路線及び市施行路線等の整備状況について情報共有し、圏域内の広域道路ネットワークが整備できるよう連携を図っていきます。

また、「多摩北部都市広域行政圏区域図」について、リニューアル後の協議会 Web サイトへの掲載に向けて、令和5年度中に更新作業を行い、今後本格化する、次期事業化計画に向けた検討に活用していきます。

(2) 連続立体交差事業の促進に向けた取組について

事業中の西武新宿線東村山駅付近及び事業認可に向けて準備を進めている井荻駅～西武柳沢駅間について、事業進捗について情報共有を図ります。また、鉄道立体化の検討対象区間を含めた5区間について、各駅のまちづくりの取り組み事例や検討状況について、引き続き、情報共有を図ります。

必要に応じ、連続立体交差事業を実施した自治体への視察、周知用のパンフレットの見直しや要請活動の検討を行います。

(3) 鉄道利便性の向上について

圏域内の移動の円滑化、利用者の安全性の向上の観点から、鉄道駅のさらなるバリアフリー化やホームドアの整備促進について調査研究し、必要に応じ、鉄道事業者等への要請活動の検討を行います。

5 開催実績

【令和4年度】

回数	開催日	開催場所	議題、内容等
第1回	令和4年8月3日	小平市役所 本庁舎 6階大会議室	(1) 令和4年度の検討事項について (2) 連続立体交差事業の促進に向けた取組について (3) 優先整備路線等の進捗状況について
第2回	令和5年2月8日	小平市役所 3階庁議室	(1) 連続立体交差事業の促進に向けた取組について (2) 優先整備路線等の進捗状況について (3) 鉄道利便性の向上に向けた取組について (4) 今後の検討事項について

(3) 緑化専門委員会

令和5年3月31日

緑化専門委員会の活動報告について（令和4年度）

はじめに

緑化専門委員会では、多摩六都広域連携プランのもとに、個性ある圏域の緑化づくり推進を図るべく、圏域各市で行っている緑化行政についての情報交換や圏域の水辺環境と緑に対する保全意識の醸成を高める事を目的に、圏域住民を対象とした「水と緑ウォッチングウォーク」の開催に向けた検討などを行いましたので、下記のとおり報告します。

記

1 検討課題

- (1) 緑・水辺環境に対する保全意識の醸成について
- (2) 公園緑地等における民間の能力や市民協働を活用した取組の推進

2 検討結果

- (1) 緑・水辺環境に対する保全意識の醸成について

圏域内の身近なみどりに触れ、その重要性の再認識と、一層のみどりの保護と緑化推進意識の向上を図るために「水と緑ウォッチングウォーク」を下記のとおり開催しました。

また、協議会ニュース1面・4面特集「多摩六都 水の散歩みち」及び2面多摩六都フェア「水と緑ウォッチングウォーク」の原稿作成に協力しました。

● 第20回 水と緑ウォッチングウォーク

委員長市である小平市域を中心として、江戸時代の新田開発で開削された用水路の流れを感じられるコースとしました。

ウォーキング中は、職員から施設の説明を行うなど、みどり保全意識の啓発を行いました。

実施日 令和4年10月2日(日)

コース 都立東村山中央公園（東村山市）→ 野火止用水（東村山市・小平市）→ 小平神明宮 → 彫刻の谷緑道 → 玉川上水 → 玉川上水駅（立川市）

参加人数 82名（欠席18名）

※募集人数100名に対して162名の応募があったため、抽選を実施しました。



竹内家の大ケヤキ（小平市指定天然記念物）の説明を受ける様子



玉川上水を散策している様子

● 協議会ニュース1面・4面特集「多摩六都 水の散歩みち」及び2面多摩六都フェア「水と緑ウォッチングウォーク」原稿作成への協力



協議会ホームページの散歩コースから、各市の水に関する散歩コースを紹介しました。また、多摩六都フェア「水と緑ウォッチングウォーク」の広報を作成しました。

(2) 公園緑地等における民間の能力や市民協働を活用した取組の推進

指定管理者制度や Park-PFI など民間事業者等との連携による公園緑地の整備や維持管理、また、市民協働による公園管理としてアダプト制度等の取組をテーマに情報交換を行いました。

民間事業者等との連携については、東村山市の取組として、令和4年7月から開始した市内全域の市立公園における指定管理者制度について情報提供がありました。

制度導入後に市民から寄せられる様々な声として、市の直営よりも対応が早くなったと評価されていること、今後の小規模公園の活用方針を検討するため、指定管理者による実態調査が進んでいることなど、徐々に指定管理者による自主事業が開始されていることが報告されました。

市民協働による公園管理の取組については、小平市の取組として、公園アダプト制度の紹介がありました。

「アダプト」は、英語で「養子縁組、里親」などの意味し、市が管理する公園や緑地・緑道・用水路などを、3名以上のグループが主体となって維持管理していく制度で、ボランティアと異なり、定期的な活動で一定の成果を出すことを求めることから、保険への加入や資材の提供等の支援を市から行っていることなどが報告されました。

また、小平市からは、現在整備に向けた検討を進めている、鎌倉公園及び鷹の台公園に関する情報提供がありました。

このほか、各市の公園整備事業の取組等について情報共有を行いました。これらの報告内容をもとに、5市で意見交換を行い、今後の取組の参考としました。

(3) その他

「5年間における取組の大きな方向性」の「都市農地の保全の推進」に関連して、市民参加による農業公園の整備、指定管理者の取組、緑地買取り等、各市における農業と公園・緑地が関係する取組について意見交換を行いました。今後も情報共有・意見交換を行っていくこととしました。

3 都市計画公園・緑地（優先整備区域）の整備促進について（現況）

「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）」（以下、「整備方針」という。）において、令和11年度までの10年間で優先的に整備する公園・緑地を定めています。

○重点化を図るべき公園・緑地

：機能と役割及びネットワークの形成の観点から選定

○優先整備区域（圏域内：都4か所、市8か所）

：重点化を図るべき公園・緑地から、区域の重要性と整備効果の面から総合的に評価し設定

※このほか、新たに都市計画として定める公園・緑地の区域において、計画期間内に事業着手する区域は、一定の条件を満たすことにより優先整備区域として拡大することとしています。

多摩六都広域連携プランでは、圏域におけるみどりの創出の観点から、「優先整備区域」の進捗状況について5市で情報共有するとともに、東京都の動向を注視し、都事業の着実な実施を、連携して要請していくとしています。

緑化専門委員会では、優先整備区域の進捗について、次のとおり情報共有を行いました。以下に都事業と市事業に区分して示します。

◆優先整備区域（重点公園・緑地）位置図



※ 優先整備区域 ①：都事業、⑤：市事業
重点化を図るべき公園・緑地：○（市事業）

◆都事業

全域が圏域内にある3か所の重点公園・緑地について、東京都建設局西部公園緑地事務所に、次のとおり進捗を確認しました。

(単位：ha)

重点公園・緑地	優先整備区域			公園の開園状況		都市計画 決定面積	事業認可 面積	種別
	所在市	面積	設定時期	現在の 面積	当初開園			
① 六仙公園	東久留米市	9.99	R2.7月	5.37	H18.4月	15.0	12.20	総合
② 東伏見公園	西東京市	9.09	R2.7月	5.25	H25.4月	13.7	8.20	総合
③ 小金井公園	武蔵野市 小金井市 西東京市	5.17	R2.7月	80.49	S29.1月	146.9	92.16	広域
④ 八国山緑地	東村山市	0.72	R2.7月	37.15	H2.6月	39.2	39.20	都市 緑地

「都市計画公園・緑地の整備方針(令和2年7月改定)」、「事業概要令和4年版(東京都西部公園緑地事務所)」から作成
なお、開園状況の「現在の面積」は、令和5年1月20日時点(東京都西部公園緑地事務所)

◆市事業

令和2年7月の整備方針改定後に、優先整備区域として、⑩から⑫の計3か所が追加されたことから、8か所の重点公園・緑地について、次のとおり進捗を確認しました。

(単位：ha)

重点公園・緑地	市	優先整備区域		公園の開園状況		都市計画 決定面積	事業認可 面積	種別
		面積	設定時期	現在の 面積	当初開園			
⑤ 鎌倉公園(※1)	小平市	1.66	R2.7月	0.16	S62.8月	2.9	2.00	近隣
⑥ 鷹の台公園	小平市	1.29	R2.7月	0.02	H13.6月	1.9	-	近隣
⑦ 北山公園	東村山市	1.54	R2.7月	2.90	S59.4月	5.3	4.50	総合
⑧ せせらぎの郷 多摩湖緑地	東村山市	0.21	R2.7月	1.42	H31.4月	1.5	1.32	緑地
⑨ 中央公園	清瀬市	1.60	R2.7月	1.60	S45.4月	1.7	1.73	近隣
⑩ 清瀬中里せせらぎ 緑地(※2)	清瀬市	0.72	R2.8月	1.23	H12.9月	1.5	0.72	緑地
⑪ 向山緑地(※3)	東久留米市	0.58	R3.3月	0.39	S63.3月	0.8	0.84	緑地
⑫ 中里一丁目緑地(※4)	清瀬市	0.83	R3.4月	1.12	H21.4月	1.3	0.27	緑地

優先整備区域：「都市計画公園・緑地の整備方針(令和2年7月改定)」、公園の開園状況：「公園調書(令和4年4月1日現在)」、
各市資料から作成

※1:開園状況は、鎌倉第1公園 ※2:開園状況は、清瀬せせらぎ公園 ※3:開園状況は、向山緑地公園

※4:開園状況は、中里一丁目緑地公園

【令和4年度の主な取組状況】

鎌倉公園(小平市)

- ・市場性の確認のため9月にサウンディング型市場調査を行い、結果を公表した。基本設計を実施した。
- ・約0.18haの用地を取得した。

鷹の台公園(小平市)

- ・令和3年度から令和4年度にかけて、鷹の台公園のあり方調査検討を行った。本年度は公園予定地を活用したトライアルイベント及びワークショップ等を行い、1月に調査検討業務委託報告書を公表した。
- ・報告書の内容を基に、民間事業者を対象としたサウンディング型市場調査を3月から4月にかけて実施している。

北山公園(東村山市)

- ・市立公園における指定管理者制度導入の一環として、民間事業者による包括管理が開始された。

・令和4年度には、東村山都市計画公園事業の事業計画の変更認可を取得し、事業期間の終期を令和10年3月31日まで延伸した。

せせらぎの郷多摩湖緑地（東村山市）

- ・市立公園における指定管理者制度導入の一環として、民間事業者による包括管理が開始された。
- ・優先整備区域としている区域について、特定生産緑地制度への移行を確認している。

中央公園（清瀬市）

- ・令和5年2月3日に都市計画変更を告示した（中央図書館の敷地の追加等）。

清瀬中里せせらぎ緑地（清瀬市）令和2年8月追加

- ・令和5年度用地取得に向けて、地権者との交渉を進めている。

向山緑地（東久留米市）令和3年3月追加

- ・令和4年度に約0.48haの用地を取得した。

中里一丁目緑地（清瀬市）令和3年4月追加

- ・令和4年9月30日に都市公園「中里一丁目緑地公園」として供用開始した（面積11,226.61㎡）。

前川公園（東村山市）※重点化を図るべき公園・緑地

- ・令和4年度に都市計画公園区域の変更を行うとともに、都市計画公園事業の認可を取得した。
- ・前川公園基本計画の策定に取り組んだ。

萩山公園（東村山市）※重点化を図るべき公園・緑地

- ・令和4年度に、約0.59haの用地を取得した。
- ・萩山公園整備基本計画をベースとして、ワークショップやアンケート調査を実施し、地域住民の公園に対する意見や要望、課題等を整理し、基本設計を取りまとめた。

4 今後の計画

◆都市計画公園・緑地の整備に向けた取組

東京都・特別区・市町合同で策定した方針（緑確保の総合的な方針、都市計画公園・緑地の整備方針）に基づく圏域内の進捗状況等について、5市で情報共有・研究を進める。

◆魅力ある公園づくりに向けた取組

指定管理者制度など民間活力を活用した公園緑地の維持管理など、圏域の特色を活かした公園づくりに関して、5市で情報共有・研究を進める。

◆みどりの保全の推進

水と緑ウォッチングウォーク等のイベントにより、身近なみどりの重要性の再認識と、一層のみどりの保全と緑化推進意識の向上を図る取組を行う。

◆都市農地の保全の推進

特定生産緑地制度の活用など、生産緑地の維持・保全に向けた取り組みについて、5市で情報共有・研究を進める。

5 開催実績

回数	開催日	開催場所	議題、内容等
第1回	令和4年5月27日	小平市役所 大会議室	(1) 令和4年度緑化専門委員会への付託事項に対する検討について (2) 活動報告の記載について
第2回	令和4年11月11日	小平市立 中央公民館 講座室2	(1) 第20回水と緑ウォッチングウォークについて (2) 活動報告の記載について
第3回	令和5年1月31日	小平市役所 庁議室	(1) 令和5年度の取組について (2) 優先整備区域の整備について

(4) 情報推進専門委員会

令和5年3月31日

情報推進専門委員会の活動報告について（令和4年度）

はじめに

情報推進専門委員会は、多摩六都広域連携プラン等に基づき、最新の情報通信技術の動向を踏まえた情報システムの広域連携を検討するため、「情報セキュリティ向上の研究」、「行政のデジタル化に向けた検討」について協議を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

1 検討課題

(1) デジタル技術の活用に向けた検討と実践

情報セキュリティの向上には、対策全般の実効性の評価、見直しが重要とされています。

圏域5市すべてが定期的に情報セキュリティ監査、特に費用対効果が高い内部監査を実施し、その監査結果を職員の知見の向上や各市の情報関連施策に反映するというサイクルが上手く機能すれば、圏域全体の情報セキュリティの向上に資すると考えられます。

内部監査の一連の流れは計画、準備、実施、報告とされ、その目的は安心して業務ができる職場を作ることです。

本専門委員会では、令和2年度に「情報セキュリティ監査項目一覧シート」を策定しましたが、令和3年度には活用できなかったため、令和4年度以降に、各市の情報セキュリティ監査に活用することで、内部監査に関する取組を圏域5市で共有し、情報セキュリティの向上を目指します。

(2) 行政のデジタル化に向けた検討

令和2年に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進めることに繋がるとしています。

これを受けて総務省は「自治体DX推進計画」において、(1)自治体の情報システムの標準化・共通化、(2)マイナンバーカードの普及促進、(3)自治体の行政手続のオンライン化、(4)自治体のAI・RPAの利用推進、(5)テレワークの推進、(6)セキュリティ対策の徹底の6点を自治体が取組むべき重点事項として定めています。

本専門委員会では、令和4年度中に開始を目指すこととされている「自治体の行政手続のオンライン化」及び令和7年度を目標時期とされた「自治体の情報システムの標準化・共通化」について、取組の現状や課題を5市で共有するとともに、今後の運用や導入手順等について検討を進めます。

2 検討結果（概要）

(1) デジタル技術の活用に向けた検討と実践

内部監査項目の標準化後の運用と実践について検討を行いました。

具体的には、各市における情報セキュリティ監査の実施状況や、令和2年度に作成した「情報セキュリティ監査項目一覧」の活用、また、項目のバージョンアップ等について検討しました。

圏域5市のうち2市で、新たに一覧表の監査項目を活用した自己点検を実施し、年度内に内部監査を実施する予定です。一方、監査を実施している2市では、各市がこれまで使用している監査項目での実施となったため、本専門委員会で作成した「情報セキュリティ監査項目一覧シート」の活用はできませんでした。その理由としては、庁内の監査部署との調整がつかなかったことや、情報セキュリティポリシーの改定との兼ね合い等が挙げられます。

令和4年度は3市が情報セキュリティポリシーの改定を予定しており、本専門委員会で作成した「情報セキュリティ監査項目一覧」の活用を検討しています。令和5年度以降は、新たな監査項目による監査の実施結果を踏まえ、見直し等についての検討を行うこととしました。

(2) 行政手続のオンライン化に向けた取組について

行政手続のオンライン化に向けた取組については、デジタル・ガバメント実行計画における「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定された子育て関係の15手続、介護関係の11手続、被災者支援関係の1手続の計27手続のオンライン化の進捗状況について情報交換や情報共有を行い、今後の運用や導入手順等について検討を行いました。

具体的には、各市における行政手続のオンライン化の現状と今後の方向性について調査を行い、結果を共有するとともに、各市の課題等について検討を行いました。

圏域5市のうち3市は、一部の手続でオンライン化を開始しており、他の2市も令和4年度中の開始に向けて準備を進めています。課題としては、標準の様式では実務上項目に過不足があること、手続の内容によっては対面での面談が必要であるためオンライン申請のみで手続が終了できない場合があることなどが挙げられました。

令和5年度は、手続の開始を受けて、利用状況や課題について情報共有し、解決策の検討や導入効果の検証等を進めることとしました。

(3) 自治体の情報システムの標準化・共通化に関する取組について

広域行政圏のスケールメリットを生かすべく、平成20年度から調査・検討してきた基幹系業務を中心とする「情報システムの共同化」について、小平市、東村山市、東久留米市の3市共同による自治体クラウドが令和4年1月4日に開始しました。

自治体の情報システムの標準化・共通化については、令和7年度末までに、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、対象となる基幹系20業務についてガバメント・クラウド上のシステムへの移行が必要となっています。移行に向けての標準仕様書が順次公表されていることを受け、具体的な移行方法について検討を開始しました。自治体クラウドを構成する3市においては、さらなる共通化の可能性について検討を行いました。

(4) その他情報共有

自治体DXの推進に向けた各市の取組状況、内部管理系のシステムの見直しや庁内ネットワークの無線化の取組、テレワークの実施状況、国や東京都の補助金、交付金の利活用について、デジタル手続法の改正に伴う条例改正の検討状況などについて情報交換を行いました。

3 今後の計画

今後も、多摩六都広域連携プランの方向性に沿った形で、引き続き、デジタル技術の活用や行政のデジタル化に向けた検討を行っていく予定です。

4 開催実績

(1) 専門委員会

回数	開催日	開催場所	議題、内容等
第1回	令和4年5月20日	WEB会議	(1) 令和4年度情報推進専門委員会事業計画について (2) 情報交換
第2回	令和5年1月20日	WEB会議	(1) 情報推進専門委員会の活動報告等について (2) 情報交換

(2) 部会

係長級職員等による検討する場として部会を立ち上げ、検討課題について実務的な視点で調査・検討を行いました。

回数	開催日	開催場所	議題、内容等
第1回	令和4年10月24日	書面開催	(1) 令和4年度多摩北部都市広域行政圏協議会事業計画について (2) 行政のデジタル化に向けた検討について(調査)
第2回	令和4年12月19日	WEB会議	(1) 行政手続のオンライン化の取組状況について (2) 令和4年度における情報セキュリティ監査の状況について (3) 情報交換

(5) 生涯スポーツ専門委員会

令和 5 年 3 月 31 日

生涯スポーツ専門委員会の活動報告について（令和 4 年度）

はじめに

生涯スポーツ専門委員会は、多摩六都広域連携プランに基づき、スポーツ振興に係る広域的施策について、付託された事項について取り組みましたので、下記のとおり報告します。

記

1 検討課題

(1) 多摩六都スポーツ大会の開催

パラスポーツを通じて圏域内の市民相互の交流を図るため、令和 4 年度が多摩六都スポーツ大会においても前年度に引き続き、誰もが気軽に楽しめる「ボッチャ」の大会を実施していく方向としました。西東京市を大会の主管とし、運営体制等について検討を行いました。

(2) 多摩六都スポーツ大会の実施内容の検討

令和 5 年度に行う多摩六都スポーツ大会の担当市や実施種目等について検討を行いました。

(3) 圏域スポーツイベントの研究

既存の各市スポーツイベントにおいて、当該市民だけでなく圏域住民も参加できるような方法等について検討を行いました。

2 検討結果

(1) 「多摩六都スポーツ大会 2022 ボッチャ多摩六都カップ」の開催について

「リバウンド警戒期間」が令和 4 年 5 月 22 日をもって終了したことから、今年度は中止時の代替案を設けず、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染対策を実施しながら、来賓等も招いた従来の方法に近い形でボッチャ大会を実施することを決定しました。なお、実施可否の基準は、主管である西東京市を中心に検討し、決定していくこととしました。

その後、各市の担当者による競技委員会（専門委員会の分科会的役割）で具体的な検討や準備を進め、次のとおり開催しました。

<大会の概要>

① 開催の目的

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」後のレガシーとして、パラスポーツの普及を図ることと、誰もがスポーツを楽しめる共生社会の実現に向けて、圏域 5 市がスポーツを通じて相互理解を深めるとともに、各市の市民の機運醸成を図る。

② 大会概要

主 催：多摩北部都市広域行政圏協議会（小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市）
主 管：西東京市
会 場：西東京市スポーツセンター
開 催 日 時：令和 4 年 12 月 10 日（土） 午後 1 時～
役 割 分 担：実行委員長：西東京市スポーツ振興課長、副実行委員長：他 4 市の課長
競技委員：各市・協議会事務局の担当者、審判委員：各市スポーツ推進委員（35 名）

試合方法：全試合を団体戦で実施・予選リーグ終了後に順位別トーナメント
参加チーム：5市で合計20チーム ※各市で選考会を行い、代表4チームを選出

<主な感染症対策>

- ・参加チーム数の縮減、開催時間の短縮、開会式の簡素化、閉会式をとりやめ順次解散
- ・密を避けるコート配置、観戦エリアと競技エリアの分離、飲食の禁止
- ・検温等の健康チェック実施
- ・定期的な換気、用具の消毒、検温・マスク着用の徹底

<大会結果>

参加チーム：20チーム 72名（各市4チーム）

順位	団体名（選出市）
優勝	ひだまりボッチャの会 （小平市）
準優勝	紅まどんな （小平市）

※試合結果は、終了直後から協議会ホームページに掲載した。

当日は、都立田無工業高等学校の協力により、自作のボッチャ競技用補助具「ランプ」の展示・体験を行った。また、休憩時間には、都立小平特別支援学校の小平プレミアムズがデモンストレーション等を披露した。なお、大会実施にあたり、ボッチャセット（8セット）及びボッチャ競技のパネルを、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会より借用した。

(2) 多摩六都スポーツ大会の実施内容の検討

①令和5年度の実施内容について

輪番では、令和5年度の担当市は東久留米市の予定でしたが、多摩六都スポーツ大会と同じ構成市で開催する令和5年度の東京都市町村ボッチャ大会の主管を東久留米市が担当することとなったため、負担の分散を図るために順番を入れ替えて、令和5年度が多摩六都スポーツ大会を小平市、令和6年度を東久留米市が担当することとしました。

小平市より、令和5年度は参加者が交流しながら自身の健康増進と地域の美化を図り、圏域の魅力を再発見することを目的とした、ごみ拾いウォーキングイベントである「（仮称）たまろくとクリーンウォーキング」の提案がありました。他市からは引き続きボッチャ大会を開催したいという提案もありましたが、同じ時期に東京都市町村ボッチャ大会が開催されることから、普段スポーツに興味のない層にも参加してもらえるような新しいスポーツイベントを実施する方針を取ることとし、ごみ拾いウォーキングイベントの実施が決定しました。

②令和6年度以降の競技種目の決定方法について

令和6年度以降の競技種目については、圏域住民がスポーツに親しみ、広く交流する場であるという多摩六都スポーツ大会の趣旨を踏まえ、圏域住民にとって魅力である種目を基本に、5市で協議のうえ担当市の意向を尊重して決定することとしました。

再度ボッチャ大会を開催する可能性を含め、令和6年度以降も引き続きこの取り決めに沿って競技種目を決定していきます。

(3) 圏域スポーツイベントの研究

各市が独自に行っている既存のスポーツイベントについて、当該市民だけでなく圏域住民も気軽に参加できるようなイベントがあれば、そのイベントについてホームページで公開している場合、URLを共有してもらえるよう各市に照会をかけました。共有するURLを各市及び広域行政圏協議会のホームページで公開することを第3回生涯スポーツ専門委員会において確認し、令和5年3月1日から実施しました。

3 今後の計画

令和6年度以降も、圏域住民がスポーツに親しみ、交流する「多摩六都スポーツ大会」を継続していくため、魅力ある種目や効果的・効率的な運営を検討します。

スポーツ施設の相互利用については、各施設の利用状況を把握し5市で情報共有するとともに、利用状況を分析のうえ課題の抽出を行い、利用者の利便性向上に向けた対応策を引き続き検討していきます。

4 開催実績

(1) 専門委員会

回数	開催日	開催場所	議題、内容等
第1回	令和4年5月27日	小平市役所 6階大会議室	(1) 令和4年度専門委員会への付託事項について (2) 令和4年度多摩六都スポーツ大会について (3) その他（スポーツ施設の相互利用について）
第2回	令和4年9月27日	WEB会議	(1) 令和4年度多摩六都スポーツ大会について (2) 令和5年度多摩六都スポーツ大会について (3) その他（圏域スポーツイベントHPについて）
第3回	令和5年2月15日	WEB会議	(1) 令和4年度生涯スポーツ専門委員会の活動報告（中間報告）について (2) 令和5年度多摩六都スポーツ大会について (3) 令和5年度以降の生涯スポーツ専門委員会の検討事項について

(2) 競技委員会

回数	開催日	開催場所	議題、内容等
第1回	令和4年9月27日	WEB会議	(1) 令和4年度多摩六都スポーツ大会の開催について
第2回	令和4年12月2日	書面開催	(1) 令和4年度多摩六都スポーツ大会の開催について

(3) 審判講習会

開催日	開催場所	議題、内容等
令和4年10月22日	西東京市スポーツセンター	(1) 令和4年度多摩六都スポーツ大会における競技方法、試合進行について (2) シミュレーションによる審判講習

(6) 産業・観光振興専門委員会

令和5年3月31日

産業・観光振興専門委員会の活動報告について（令和4年度）

はじめに

本専門委員会は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催決定を受け、圏域における各市の観光資源等を活用し、圏域の魅力をより一層高めることを目的に、平成26年度より設置されたものです。

令和3年3月に策定された「第四次多摩北部都市広域行政圏計画・多摩六都広域連携プラン」の中で、「人をひきつけ街がにぎわう多摩六都」を掲げ、「多摩六都の産業・観光の魅力向上」と「情報発信の強化」を目指して取り組んでおります。これにより、本専門委員会では、圏域の産業・観光等の魅力を発信するべく、圏域各市における地域資源の抽出を行うことなどにより、圏域を一つの地域と捉え、圏域内外に対しての情報の発信やPR方法などについて、検討を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

1 検討課題

圏域内の地域資源の活用及び他団体との連携による、圏域の魅力の創出や発信に関する施策の検討について

東京2020大会開催を見据え、平成29年に東京都商工会連合会（以下「連合会」という。）を主体とした「多摩観光推進協議会（以下「推進協議会」という。）」が設置されました。推進協議会は、多摩地域内における旅行者誘致促進の5か年事業計画（平成29年度～令和3年度）のひとつとして「多摩を巡る観光資源の発掘・観光ルート開発」に取り組んでおり、多摩北部地域では、本専門委員会が協力し、平成30年度から令和3年度までの毎年、回遊性イベントを開催してきました。

令和4年度も、推進協議会からの回遊性イベントへの協力要請に応じて、各市が持つ観光資源の効果的な活用や地域ブランドの普及促進につながるよう、圏域5市としてのスケールメリットを活かした事業及び発信の検討を行いました。

2 検討結果

(1) 北多摩TOKYOアニメスタンプラリーの事業実施について

令和2年度及び3年度に実施した「北多摩TOKYOアニメスタンプラリー」の第3弾を、アプリをダウンロードして行うモバイルスタンプラリーとして行うことを検討し、実施しました。アプリは既存の「みまもりあいアプリ」にスタンプラリー機能を搭載し、スタンプスポットに設置したQRコードを集めると景品がもらえる仕組みを構築しました。また、従来のキャラクターを生かしつつ、新しいキャラクターも追加することで、継続性と目新しさを取り入れました。加えて、イベント開催に合わせ、各地域の店舗情報もアプリに掲載しました。

モバイル化することで、デジタル弱者への対応が懸念されましたが、委託先のショップ等でフォローできることと、紙媒体の取組として、これまで人気の高かったオリジナル御朱印紙による御朱印巡りを行うことで対応することとしました。

(2) 事業実施に係る推進協議会への事業協力について

「北多摩TOKYOアニメスタンプラリー」を実施するにあたり、スタンプスポットの調整及び情報提供やオリジナルキャラクター制作にあたる校正確認等の事業協力を行いました。

また、広報活動として、各市の市報掲載（9月15日・20日号）及びホームページへの掲載や、

広域行政圏協議会ニュース(9月4日発行)、ホームページ「たまるくナビ」への掲載、イベント開始前日のジュイコムのニュース番組での告知など、事業の周知を行いました。各市事務省力化のため、本年度も委員長市が代表してプレスリリース(9月15日)を行いました。

(3) 実施事業の振り返りと実績について

圏域での回遊イベントは、平成30年度・令和元年度のカードラリー、令和2年度から本年度まではアニメスタンプラリーと計5回を実施してきました。本年度もコロナ禍での実施となりましたが、10月1日から11月30日まで当初の予定通りに事業を実施することができました。

参加人数は826名と、前年度に比べて5,806名の減になりましたが、本年はアプリの登録者数、前年は紙台紙の配布数を計上しているため、単純な比較はできません。スタンプが押された数は7,428回でした。また、公式ホームページへのアクセス数は合計18,496ページビューでした。

参加者からは地元の魅力を再確認できた、北多摩の魅力をを知ることができたなどの意見が多く寄せられました。このことから、圏域の魅力発信に一定の効果があったことが読み取れます。同時に、子供や高齢者が参加しづらいことや、スタンプを見返しやすいなどの理由で、従来の紙に押すスタンプ方式に戻す要望も多くいただいたことから、モバイルと紙台紙の併用など、参加者のニーズに対してどのように事業を展開していくかが、今後の圏域の魅力発信の効果に影響すると考えます。

事業周知(例:チラシ)

なかま さが たび で
仲間を探す旅に出よう!

TAMA★ろくと
巡礼物語!
北多摩 TOKYO
アニメスタンプラリー

2022 10/1 (土) ▶ 11/30 (水)

公式ウェブサイト
アプリのダウンロード
みまもりあいプロジェクト

このQRコードはアプリ内での限定にも使用します。

スタンプがもらえる場所

【小平市】	ひまわり広場、小平ふるさと村、ガスミュージアム、こもれびの足湯、小平神明宮、熊野宮
【東村山市】	久米川公園、和菓子処 梨馬、東村山駅西口店、大善院、正徳寺、徳蔵寺
【清瀬市】	下池地域市民センター、そらまけ、コーヒールーヴスるぽ、ころぼっくる、中央公園、清瀬市歴史博物館
【東久留米市】	スピアムショップ、野崎書林、イオン東久留米店ジェイコムショップ、JA 東京おらい東久留米新鮮館、南沢水川神社
【西東京市】	多摩六都科学館、西東京いこいの森公園、西東京市郷土資料室、まちまち西東京、田無神社、東伏見稲荷神社
【西武鉄道】	新徳線 田無駅、池袋線 東久留米駅

※TAMA★ろくと巡礼物語 2022

※新型コロナウイルス感染防止対策として、本イベントでは、参加者が感染防止対策として、マスクを着用して参加していただくようお願いいたします。また、会場内での飲食はご遠慮ください。また、会場内での飲酒はご遠慮ください。また、会場内での喫煙はご遠慮ください。また、会場内でのゴミの持ち帰りをお願いします。

【主催】 東京都専工会連合会多摩統括推進協議会【共催】 小平商工会、東村山商工会、清瀬商工会、東久留米商工会、西東京商工会
【協力】 多摩北多摩市広域行政圏協議会(小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市)、西武鉄道株式会社
【協賛(含む)】 TAMA★ろくと巡礼物語! 事務局 ※ホームページのお問い合わせフォームより24時間受付しております。
【企画実施】 (株) ジェイコム東京(ホームページ) <http://kitatama-stampally.com/>

北多摩TOKYOアニメスタンプラリー実績

項目	実績	(令和3年度)
実施期間	令和4年10月1日(土)から 同年11月30日(水) 61日間	10月15日(金) ～12月12日(水) 59日館
スタンプ設置箇所	30か所：公共施設9、民間11、 社寺8、駅2	30か所(圏域外3) 公11、民9、社寺10
等身大パネル設置箇所(声優ボイス実施箇所)	12か所	10か所
オリジナル御朱印 実施箇所	8か所	8か所
スタンプラリー参加者数(アプリ登録数)	826名	6,632名
スタンプが押された数	7,428回	(圏域外531)
ミッション① マスクケース (好きなスタンプ5種以上)	400件	1,000名
抽選景品 各商工会推薦の特産品等 (好きなスタンプ5種以上) 応募件数	161件	505名
ミッション② ペットボトルホルダー (等身大パネルのスタンプ5種以上)	270個	1,000名
ミッション③ 保冷バッグ (スタンプ20種以上)	202個	600名
コンプリート 飲食店食事券(いろいろの里) (スタンプ30種類) 応募件数	114件	282件
ツイッター投稿数	197件	159件
公式ホームページアクセス数	18,496ページビュー	20,676ページビュー
ユーザー数(うち過去2年間閲覧履歴なし)	6,641(4,761)	-
声優ボイスアクセス数(QRコード読み込み数)	1,456件	14,611件
御朱印用紙出荷数(サブイベント 授与数)	1,274枚	2,137枚

<分析> ミッション1クリア賞に161件、コンプリート賞に114件の応募があった。

ミッション1クリア賞の応募者

属性は、居住地別では、5市が86.3%(小平市13.0%、東村山市13.7%、清瀬市9.9%、東久留米市21.7%、西東京市28.0%)、エリア外多摩地域3.7%、23区0.6%、都外9.3%の参加率だった。前年度と比較して、5市の割合が84.0%から上がり、5市以外の割合が下がった。

年代別では、0～9歳10.6%、10代4.3%、20代6.2%、30代8.7%、40代28.6%、50代21.1%、60代以上20.5%であった。前年度は0～9歳が18.6%、30代が14.5%で、ファミリー層が大きく減少した。

性別では、男性が46.6%、女性が53.4%の参加率であった。

参加については、大変満足が37.3%、満足が49.7%、普通が6.8%、少し不満が6.2%であった。今回の参加については、参加したいが96.1%、どちらでもよいが3.9%であった。

イベント参加のきっかけは、「昨年参加したから」が最も多く、3年目を迎えてイベントが定着したことがうかがえる。参加して「満足」と「大変満足」が9割近くとなった。次回も参加したいも9割を超え、ポジティブな反応が大多数となった。

移動手段(複数回答)は、前回は自転車利用が62%と最も多かったが、今回は徒歩が50%で最も多く、自転車42%、自家用車・バイク33%、電車22%、バス16%と続いた。

自由コメントは、アプリは便利との声のほか、スマートフォンを持たない子供やアプリ使用が難しい高齢者が参加できない、スタンプを押す方が楽しかった、紙スタンプを復活してほしいとの意見が多くみられた。

コンプリート賞の応募者

属性は、居住地別では、5市が92%(小平市6%、東村山市14%、清瀬市10%、東久留米市26%、西東京市36%)、エリア外多摩地域3%、23区1%、都外4%の参加率だった。前年度と比較して、5市の割合が82.6%から大きく上昇し、5市以外の割合が下がった。

年代別では、0～9歳11%、10代6%、20代6%、30代8%、40代26%、50代24%、60代以上19%であった。前年度は0～9歳が15.7%、30代が12.1%で、同様にファミリー層が減少した。

性別では、男性が53%、女性が47%の割合であった。

応募者属性の総括

応募者はミッション1・コンプリート賞ともに5市の割合が上昇した。

年代別では、0～9歳と30代のファミリー層の割合が低下した。60以上の割合はコンプリート賞で低下したが、ミッション1では前年度の17.0%から上昇した。一方、ミッション1では40・50代の割合が前年度の38.6%から上昇し、5割を占める結果となった。

ホームページへのアクセス

アクセスエリアは、1位西東京市、2位小平市、3位東村山市と上位は開催エリアとなったが、4位以降は横浜市、大阪市などが続き、声優目的の遠方ユーザーなども訪問したと推測できる。デバイスではモバイルでの閲覧が78.2%と圧倒的に多かった。

(4) 次年度事業の提案について

推進協議会から、令和5年度も引き続き圏域でモバイルスタンプラリー実施の打診がありました。次年度事業以降も推進協議会と連携し事業を実施するために、11月14日に専門委員会メンバーと推進協議会事務局による「多摩をめぐる観光資源発掘・観光ルート開発プロジェクト会議」を開催し、令和5年度の事業について検討を行いました。引き続き「みまもりあいアプリ」を活用して、本年度の参加者へ事前周知や、本年度の実施結果を基に内容を改良していくこととしました。

引き続き、次年度事業について、推進協議会と連携して検討を進めていきます。

3 今後の計画

東京2020大会後も、圏域が一体となった観光資源を活用する取組を行ってきました。今後、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、新たな生活様式に即した形での交流人口増加と回遊性向上に取り組むことが求められます。そのためには圏域内各市における観光資源の抽出や市域を超えた地域ブランド普及、とりわけ最新技術を取り入れた情報発信の強化が必要です。また、事業実施に当たっては、関係団体との連携が有用であると考えられます。

このことから、次年度においても関係する団体に対し、様々な視点から事業提案を行うとともに、圏域内各市の観光資源の更なる活用、また、圏域内各市に存在する観光資源をいかに結び付け回遊性の向上に結び付けるか等、調査検討を行い、効果的な圏域の魅力の発信が必要であると考えます。

4 開催実績

(1) 専門委員会

回数	開催日	開催場所	議題、内容等
第1回	令和4年 5月16日	小平市役所 505会議室	(1) 令和4年度産業・観光振興専門委員会の活動方針 (2) 令和4年度北多摩地域イベント事業計画(案)
第2回	令和5年 2月10日	小平市役所 602会議室	(1) 令和4年度産業・観光振興専門委員会の活動の総括 (2) 令和5年度産業・観光振興専門委員会について

(2) 産業・観光振興専門委員会 意見交換会

「北多摩TOKYOアニメスタンプラリー2022」に関することについて

回数	開催日	開催場所	議題、内容等
第1回	令和4年 7月11日	小平市役所 大会議室	多摩北部都市広域行政圏観光事業キックオフ会議 (1) 令和4年度 多摩北部広域行政圏観光事業実施概要 (2) 確認事項 広報誌原稿作成、今後のスケジュール
第2回	令和4年 11月14日	小平市役所 602会議室	多摩をめぐる観光資源発掘・観光ルート開発プロジェクト会議 (1) 令和4年度 多摩北部広域行政圏観光事業について (2) 令和5年度 多摩北部広域行政圏観光事業について

3 共同事業

(1) 文化事業（多摩六都フェア）

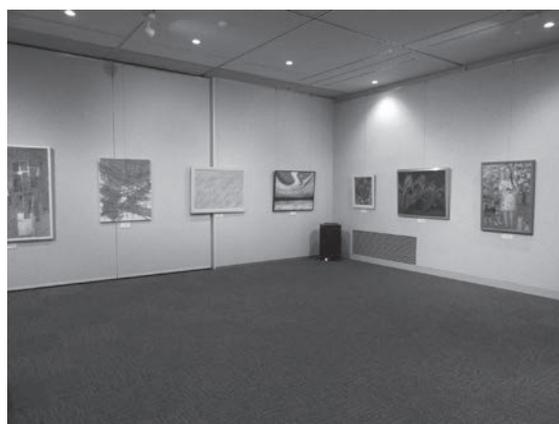
ア 多摩六都フェア 2022 こだいら合唱団小平市民オーケストラ演奏会 （小平市）	【中止】
--	-------------

- (1) 事業名称 多摩六都フェア 2022 こだいら合唱団小平市民オーケストラ演奏会
- (2) 事業内容 音楽文化豊かな多摩六都の形成のため、多摩地域を拠点に活動している市民オーケストラと共に合唱演奏会を催す。
出演する合唱団員を5市の広報紙(5月頃)等を通じて広く一般公募し、この演奏会のために「こだいら合唱団」が結成される。7月上旬の結団式以来、毎週水曜日の夜間にルネこだいらにおいて合唱指導者の指導のもとに練習を重ね、本番に臨む。
オーケストラについては、多摩六都地域を拠点に活動している「市民オーケストラ」と共に実施することとしており、毎年度、入れ替えを行い、広域的な連携を図っている。
本年度は、団員募集の準備段階で新型コロナウイルス感染症に関するまん延防止等重点措置が実施されており、活動の性質から募集の見込が立たず、開催を中止とした。
- (3) 日時(予定) 令和4年12月18日(日) 午後3時～午後5時
- (4) 場所(予定) 小平市民文化会館(ルネこだいら)大ホール
- (5) 出演者(予定) 指揮：川嶋雄介 管弦楽：小平市民オーケストラ 合唱：2022 こだいら合唱団
- (6) 曲目(予定)
- (7) 参加状況 来場者数 一人(令和3年度：一人 ※中止)
- (8) 事業費 一円(予算額2,464千円)
- (9) 主催 多摩北部都市広域行政圏協議会、(公財)小平市文化振興財団 開催市・小平市
企画運営・2022 こだいら合唱団実行委員会、小平市民オーケストラ

イ 多摩六都フェア 多摩北部5市美術家展（清瀬市）

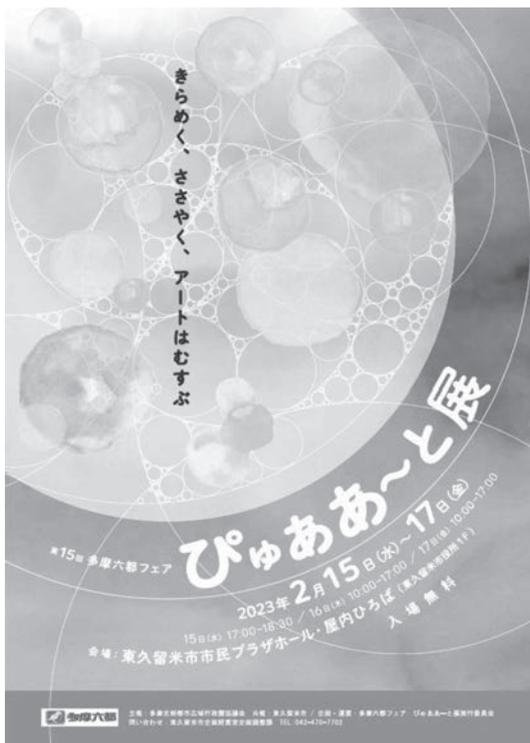
- (1) 事業名称 多摩六都フェア 第35回 多摩北部5市美術家展
- (2) 事業内容 多摩六都フェア「多摩北部5市美術家展」は、多摩北部5市を代表する著名な画家の方々の作品を地域住民に鑑賞してもらうことにより、市域を越えた芸術家及び市民の交流を図るとともに、地域内における文化芸術の普及と還元を図ることを目的に実施している。
当初は清瀬市郷土博物館で行われてきた「圏域美術家展」について、第16回（平成15年度）より多摩北部5市を巡回して開催しており、平成23年度に「多摩北部5市美術家展」へ改称した（事業名の改称は平成29年度）。
令和4年度も、会場に5市を代表する著名な画家の方々の作品を展示し、様々な画風を展開した。来場者からのアンケートでは、「素晴らしい作品ばかりでした。心が喜んでいます」、「美術家たちの素晴らしい作品を知る機会となりました」、「素晴らしい作品でもっと皆にみてほしいと思います」、「近くの市内にたくさんのプロの画家が居ることに驚きました。今後とも続けてほしいです」などの評価を得ることができた。
- (3) 開催月日 令和4年11月8日(火)～11月13日(日)
午前10時～午後5時（最終日は午後4時まで）
- (4) 開催場所 清瀬市郷土博物館 ギャラリー
- (5) 参加状況 来場者数 693人（令和3年度：846人）（令和2年度 中止）
出品数 33点（令和3年度：32点）（令和2年度 中止）
清瀬市13点、東久留米市5点、西東京市7点、小平市4点、東村山市4点、
- (6) 事業費 1,262,347円 入場料：無料
- (7) 主催 多摩北部都市広域行政圏協議会 開催市：清瀬市（郷土博物館）
企画 多摩北部5市美術家展実行委員会

開催記録写真



ウ 多摩六都フェア ぴゅあ あーと展（東久留米市）

- (1) 事業名称 多摩六都フェア 第15回 ぴゅあ あーと展
- (2) 事業内容 圏域5市が連携して、障がいのある人の作品展を開催することにより、その芸術・文化活動を推進するとともに、圏域市民の理解を深めることを目的として、平成18年度から事業を開始し、今年度で15回目を迎える。(令和2年度、3年度は中止)
- 圏域に居住、通勤し、障がいのある人の芸術・文化活動の推進に関心のある有志が実行委員会を立ち上げ、企画運営している。また、選考会及び作品展の会場設営や後片付けには、圏域5市の福祉作業所職員、手をつなぐ親の会の皆さんが応援スタッフとして、ボランティアで参加している。
- ぴゅあ あーと展は、選考会で専門家に選出された作品(絵画・陶芸・彫刻・オブジェ・書道・その他)が展示されることから、同展に入選することが制作者の目標となり、日々のモチベーションアップにもつながっている。
- 今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オープニングセレモニーを中止した。
- (3) 開催月日 令和5年2月15日(水) 午後5時～午後6時半
令和5年2月16日(木)、2月17日(金) 午前10時～午後5時
- (4) 開催場所 東久留米市市民プラザホール、屋内ひろば
- (5) 参加状況 展示作品 93点(令和元年度:115点)、応募作品 285点(令和元年度:387点)
来場人数 619人(令和元年度:611人)
- (6) 事業費 653,539円 入場料:無料
- (7) 主催 多摩北部都市広域行政圏協議会 開催市:東久留米市(企画調整課)
運営 多摩六都フェア ぴゅあ あーと展実行委員会
- 実行委員:小平市/あさやけ作業所、あさやけ第二作業所 東村山市/久米川共同作業所
清瀬市/工房わかば 東久留米市/東久留米市手をつなぐ親の会、まあぶる、
ゆいまある南沢
- 事務局:のぞみの家 選考委員:武蔵野美術大学ほか ボランティア:圏域5市福祉作業所ほか



エ 多摩六都フェア パラアート制作ワークショップ・パラアート展覧会（西東京市）

- (1) 事業名称 多摩六都フェア パラアート制作ワークショップ及びパラアート展覧会
- (2) 事業内容 障害の有無に関わらず、誰もが文化芸術に親しむとともに共生社会の実現に向けた取組みとして、「パラアート制作ワークショップ」と「パラアート展覧会」を開催した。
- ワークショップでは圏域内に在住・在学の中学生・高校生で障害のある方を対象に参加者を募集し、10名の受講生が参加した。「感情のかたち～マスクの下の喜怒哀楽～」のテーマのもと、「喜怒哀楽仮面作り」、「感情を解放！パブルペインティング」、「粘土でつくる自分の感情」などの作品制作を行った。最終回の第4回には、「東京2020公式アートポスター」20作の中からパラリンピックのアイコンックポスターに選出された、グラフィックデザイナー3人のユニット「GOO CHOKI PAR」を講師に迎え、「みんなでつくる巨大福笑いモビール」の制作を行った。合作の作品を制作することで、受講生同士の交流を生むことができた。
- 展覧会ではワークショップで制作した作品に加え、圏域に在住・在勤・在学の障害のある方から「感情のかたち～マスクの下の喜怒哀楽～」をテーマに絵画作品を募集し、展覧会を行った。圏域5市を回って開催することで、600名以上の方にご来場いただいた。
- 展覧会の最終日には、出展した作品の中から選出された優秀作品の表彰式と、ワークショップ受講生への修了証書の授与式を開催し、協議会会長である西東京市長から授与を行った。
- ワークショップに参加された方々からは、「他の受講生と合作で大きなひとつの作品ができた」「障害があると交友関係も広がりにくいので、このようなイベントがあると良い」「また行きたい」などのお声を、展覧会の来場者からは、「伸びやかな線や色づかいで楽しい気持ちになった」「製作者の感情がダイレクトに伝わる」「毎年やってほしい」などのお声をいただくことができた。
- (3) 開催日・場所 ワークショップ：西東京市西原総合教育施設
令和4年9月3日（土）、9月10日（土）、9月17日（土）、9月24日（土）全4回
展覧会：令和4年10月18日（火）～令和4年12月4日（日）のうち27日間
東久留米市立東部地域センター 10月18日（火）～20日（木）
小平市中央公民館ギャラリー 10月25日（火）～30日（日）
東村山市立中央公民館展示室 11月8日（火）～13日（日）
清瀬市生涯学習センター 11月22日（火）～27日（日）
西東京市コール田無 11月29日（火）～12月4日（日）
表彰式：令和4年12月4日（日）西東京市コール田無
- (4) 参加状況 受講生 10人、展覧会来場者数 604人、展覧会出品 137人・137作品、表彰式 39人
- (5) 事業費 1,590,339円
- (6) 主催 西東京市（文化振興課）・多摩北部都市広域行政圏協議会



ワークショップ



展覧会
（西東京市コール田無）

(2) スポーツ事業 (多摩六都フェア)

多摩六都フェア スポーツ大会【2022 ボッチャ多摩六都カップ】(西東京市)

- (1) 事業名称 多摩六都フェア スポーツ大会 2022 ボッチャ多摩六都カップ
- (2) 事業内容 多摩北部都市広域行政圏協議会は、市域を越えた隣接する各市が相互に連携し、共通する行政課題を効果的に解決していくことを目的としており、共同スポーツイベントの推進として、多摩六都スポーツ大会を開催している。
- 令和4年度は、東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとしてパラスポーツの普及を図ること、誰もがスポーツを楽しめる共生社会の実現に向けて圏域5市がスポーツを通じて相互理解を深めること、圏域内の市民相互の交流を図ることを目的に、誰もが気軽に楽しめる「ボッチャ」の大会を、令和元年度、令和3年度に続いて開催した(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止)。
- 当日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、検温やマスク着用、用具の消毒の他に、開催時間の短縮、式典の簡素化、参加チーム数と観戦者の制限などの対策を講じて実施した。
- 大会は、5チーム4リーグによる総当たり予選、順位別トーナメントにて順位を決定した。
- また、競技の他に「全国ボッチャ選抜甲子園」で令和3年度優勝の小平特別支援学校 小平プレミアムズの選手によるデモンストレーションや都立田無工業高等学校の生徒が作成したボッチャ競技用補助具「ランプ」の展示・体験も行った。
- なお、当日の様子は、12月16日(金)にジェイコム東京のケーブル放送番組「ジモト応援! つながる News」の中で紹介された。
- (3) 日時 令和4年12月10日(土) 午後1時 競技開始
- (4) 場所 西東京市スポーツセンター(西東京市)
- (5) 参加 各市4チーム(市の選考会等で選出した代表チーム) 合計20チーム 72名
- (6) 事業費 134,266円
- (7) 主催 多摩北部都市広域行政圏協議会 主管市: 西東京市(スポーツ振興課)
- (8) 協力 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会、東京都立田無工業高等学校、圏域5市スポーツ推進委員会(小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市)

予選の様子



決勝戦の様子 優勝 : ひだまりボッチャの会(小平市) 準優勝: 紅まどんな(小平市)



ジモト応援! つながる News 放送画面から



(3) 緑の保全事業 (多摩六都フェア)

多摩六都フェア 水と緑ウォッチングウォーク (小平市)

- (1) 事業名称 多摩六都フェア 第20回 水と緑ウォッチングウォーク
- (2) 事業内容 圏域住民の貴重な財産といえる水と緑の豊かな自然を再発見し、自然を慈しむ心を育む機会として、毎年趣向を凝らしたウォーキングコースを設定して散歩する。
令和4年度は、東村山市の都立東村山中央公園を起点とし、東村山市と小平市にまたがる野火止用水や、玉川上水のほか、小川用水の親水エリアである彫刻の谷緑道などの江戸時代の新田開発で開削された用水路の流れを感じられるコースで実施した。
住宅地を歩く場所が多いことや感染症対策として、15名程度の6班に分かれて行動した。ウォーキング中、班ごとに職員から施設の説明を行うなど、みどり保全意識の啓発を行った。
- (3) 開催月日 令和4年10月2日(日)
- (4) 開催場所 都立東村山中央公園【集合場所】→野火止用水(東村山市・小平市)
→小平神明宮→彫刻の谷緑道→玉川上水(小平市)→玉川上水駅【解散場所】
- (5) 参加状況 当日参加人数 82人(小平12、東村山19、清瀬1、東久留米9、西東京30、その他11)
※応募数97件(郵便33、メール4、電子申請60)162人のため、抽選で100人を選出。欠席18人
- (6) 事業費 99,956円(ポスター等作成、傷害保険等)
- (7) 主催 多摩北部都市広域行政圏協議会
開催市 小平市(水と緑と公園課)

■コース図(当日参加者に配布)

玉川上水
玉川上水は、人口が増加した江戸市中への給水のため、享徳3年(1534年)につくられた多摩川中流の利根川河口から野火止用水に至る約30kmの長大水路です。2003年(平成15年)には、羽村市から渋谷区までの区画が歴史跡地に指定されました。小平神明宮より上流は、治水を目的とした水路として使われています。今回の水と緑ウォッチングウォークのルートになっている溝は、一時閉鎖していたものの、東京都の清流復活事業により、現在は、身近な水と緑の空間として親しまれています。

野火止用水
野火止用水は、立川市を起点とし、埼玉県新座市の平林を経て埼玉県志木市の新河原川に至る全長約24kmの用水路です。玉川上水開削の総幹線を兼ねた大石伊豆守権輔が、その功績により領内の野火止(現埼玉新座)に玉川上水からの分水を許され、1655年(享徳4年)に野火止用水を開削しました。小平グリーンロードの一部もあり、森の富士見橋付近の桜や、新緑のころの野火止用水沿いの樹林など、四季折々の豊かな自然を感じることのできるポイントが点在しています。

彫刻の谷緑道
彫刻の谷緑道は、小川用水の流れに沿った小さな敷地です。東京都立中央大学が所有した12点の彫刻が観覧できます。

竹内家の大ケヤキ
竹内家の大ケヤキは、寛文年間(1661~73年)に防風林として植えられたものの1つです。樹齢350年以上といわれ、高さ35メートル以上、目通りの周囲は6.5メートルほどある小平市内最大級の巨木です。

多摩六都の水と緑を楽しんでみませんか
多摩六都フェア
第20回 **水と緑**
ウォッチングウォーク
令和4年10月2日(日) 上水止 10:30
午前9時(平日午前8時)

都立東村山中央公園 → 野火止用水(中庭側-野火止橋) → 小平神明宮
→ 彫刻の谷緑道 → 玉川上水 → 西武拝島線「玉川上水駅」(解散場所)

主催：多摩北部都市広域行政圏協議会(小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市)

■都立東村山中央公園(スタート地点)



■彫刻の谷緑道



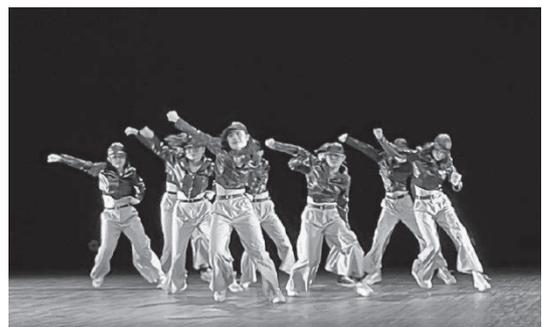
■新堀用水胎内堀坑口(施設の説明)



(4) 青少年健全育成事業（多摩六都フェア）

ア 多摩六都フェア ヤング・ダンスフェスティバル（小平市）

- (1) 事業名称 多摩六都フェア 第16回 多摩六都ヤング・ダンスフェスティバル
- (2) 事業内容 本広域行政圏の青少年健全育成事業として、平成19年度に立ち上げた事業のひとつ。
多摩北部都市広域行政圏の高等学校の生徒を対象として、ヒップホップ、ブレイクダンス、ジャズダンス等、ジャンルを問わずダンス発表の場を提供するとともに、高校生の自主性を育む。また、この活動を通じて地域に高校生が活躍する場を作り、地域貢献する喜びを持たせ、活気あるまちづくりを推進することを目的とする。
本事業は、圏域の高校21校に呼びかけて参加チームを募集している。参加チームの代表者で組織される「高校生代表者会議」により企画運営（企画検討、当日の司会や受付、会場整理など）が行われ、高校生による高校生のためのイベントとして定着している。例年多くの来場者があり、多摩六都全域で盛り上がりを見せている。
本年度は、平成30年度以来4年ぶりの開催となったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催日を2日間に分け、関係者のみでの実施とした。
- (3) 開催日時 令和5年2月25日(土)午後3時から 26日(日)午後1時から
- (4) 開催場所 小平市民文化会館（ルネこだいら）大ホール
- (5) 参加状況 12校 22チーム 出演者 360人（令和3年度：12校、22チーム、335人※中止）
- 1日目 都立小平高等学校、都立東村山西高等学校、都立小平西高等学校、都立保谷高等学校、都立久留米西高等学校、都立東久留米総合高等学校
- 2日目 白梅学園高等学校、武蔵野大学高等学校、都立田無高等学校、明治学院東村山高等学校、都立小平南高等学校、都立東村山高等学校（当日辞退：都立清瀬高等学校）
- 来場者 814人
- (6) 事業費 526,310円
- (7) 主催 多摩北部都市広域行政圏協議会（開催市：小平市）
- 主管 小平市教育委員会（地域学習支援課） 企画運営 高校生代表者会議



イ 多摩六都フェア ヤングライブフェスティバル（東村山市）

- (1) 事業名称
(2) 事業内容

多摩六都フェア 第16回 ヤングライブフェスティバル

本広域行政圏の青少年健全育成事業として、小平市の「ヤング・ダンスフェスティバル」、清瀬市の「高校生写真展」とともに立ち上げた事業のひとつで、平成19年度から事業を開始し、令和4年度で第16回を迎えた。構成5市に在住・在勤・在学する概ね15歳から25歳の青少年が構成するグループ又は個人（ジャンルを問わず）が一堂に会して日頃の活動成果を発表する場を提供し、圏域内の青少年の居場所づくりと交流を目的としている。

令和4年度は、以前参加した学校への電話や申込書の送付、広報誌や市ホームページで参加者募集を行った結果、音楽活動の発表の場を求めた青少年たちで構成したバンド23組の応募があった（その後、4組辞退）。

各グループの代表者で組織する実行委員会が、当日の進行や開催に向けた準備を検討するなど、本事業の運営に携わった。また、東村山市教育委員会事業「輝け！東村山っ子育成塾」リーダーが、事業協力者として運営面を手伝った。

3年ぶりの開催となったが、新型コロナウイルス感染症対策の様々な制約等がある中で、従来のような盛り上がりのある演奏や積極的な交流機会の創出などは難しかった。

一方で、出演団体からのアンケートでは、「他団体の演奏を聴く機会があってよかった」、「他団体の演奏を聴いて励みになった」などの肯定的な意見が多くあった。感染症拡大の影響でこの2年間、活動自体がままならない時期があり、校外での発表が初めてだった団体も多くあった。音響や照明技師によって調整された大きな会場で多くの注目を浴びながら、自分たちが練習してきた日頃の成果を演奏できたことは、参加者の大きな経験と満足感となった。圏域内の青少年が音楽を通じて交流する場を提供することができた。

- (3) 日時
(4) 場所
(5) 参加状況
(6) 事業費
(7) 主催
共催

令和5年2月12日（日） 午前10時～午後3時

東村山市立中央公民館ホール

参加者 19組 来場者数 320人（延べ人数）

東村山第七中学校、小平高等学校、小平西高等学校、明治学院東村山高等学校
田無工業高等学校、東村山高等学校、田無高等学校、日体桜華高等学校、白梅学園高等学校

450,000円 入場料：無料

多摩北部都市広域行政圏協議会、多摩六都ヤングライブフェスティバル実行委員会
東村山市教育委員会（社会教育課）

第16回 多摩六都ヤングライブフェスティバル

期待に慮る若者が奏てる ヤングライブ

参加バンド
・KAR・Abandoner・alea (E-A2)・ash (アッシュ)・Bazz clutch (バズクラッチ)・CYAN・Divers (ディーバース、D)・Horizon・LIEN・Mignon・sheer・THE SHOW-NAANS・unknown・若島羅月・タニシ
・東村山第七中学校キター部チームB・東村山第七中学校キター部チームC・東村山第七中学校キター部チームD
・前橋ロカール・ムニメ・通観化水東水・後陣

主催 多摩六都ヤングライブフェスティバル実行委員会
共催 東村山市教育委員会
問合せ 東村山市教育委員会社会教育課 代表☎042-393-5111 (内線3817)
※中央公民館には駐車場はありません。車でのご来場はお控えください
今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては内容が変更となる場合や開催が中止となる場合もございます
決定期間、市ホームページに掲載させていただきます

日時 2023年2月12日（日）
9:30開場・受付 10:00開演 入場無料
会場 東村山市立中央公民館（東村山市本町2-33-2）
主催 多摩北部都市広域行政圏協議会
多摩六都ヤングライブフェスティバル実行委員会
共催 東村山市教育委員会
問合せ 東村山市教育委員会社会教育課 代表☎042-393-5111 (内線3817)
※中央公民館には駐車場はありません。車でのご来場はお控えください
今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては内容が変更となる場合や開催が中止となる場合もございます
決定期間、市ホームページに掲載させていただきます

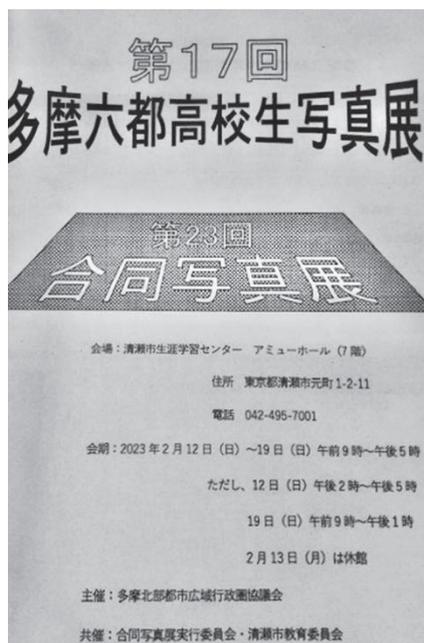
左：チラシ
右：イベントの様子



ウ 多摩六都フェア 高校生写真展（清瀬市）

- (1) 事業名称 多摩六都フェア 第17回高校生写真展
- (2) 事業内容 多摩北部地域を中心とする高等学校の写真部等が日常の作品を持ち寄り、写真技術の向上と部活動の活性化及び高校生同士の交流を図ることを目的とする。
- 同世代の物の見方や考え方に触れ合い、写真をとおして感性や創造性を発見する絶好の場となっている。例年、各校の生徒が受付を担い、出品者同士での人気投票を実施するなど、学校間の交流を深め、少人数の写真部等では部活動の活性化に寄与してきた。
- 平成18年度に第1回を開催した。当時協議会に設置されていた社会教育専門委員会において、青少年健全育成のための居場所づくりとして、高校生以上を主な対象としたイベントや交流事業の展開を検討し、小平市の「ヤング・ダンスフェスティバル」、東村山市の「ヤングライブフェスティバル」に先立ち、平成18年度に試行実施された。令和4年度は第17回大会となった。
- もともとは合同写真展として、平成12年度に都立清瀬東高等学校写真部と都立久留米高等学校写真部で立案されたもので、都立小平高等学校写真部の参加を得て平成13年1月19日～23日第1回合同写真展として清瀬市生涯学習センター（清瀬駅北口）のギャラリーで開催されたのを契機に、今回で第23回を数えた。
- 今回は3年ぶりの会場開催のために調整できない学校があり、例年より参加校が少なくなったが、各校の生徒が土日の受付を行い、多くの方にご来場いただいた。順位付けや賞はないが、生徒間で人気投票を行い、選ばれた生徒がどのような思いで撮影したかなどの発表を行った。
- (3) 日時 令和5年2月12日（日）～19日（日）
午前9時～午後5時（初日は午後2時から、月曜日は休館、最終日は午後1時まで）
- (4) 場所 清瀬市生涯学習センター7階アミューホール
- (5) 参加 参加校6校、62名、113作品 来場者数 116名
都立久留米西高等学校（幹事校）、都立東久留米総合高等学校、都立武蔵村山高等学校、都立大泉高等学校、都立府中西高等学校、都立小金井北高等学校
（令和3年度：中止、令和2年度：（ジェイコム番組内）78人、作品数113点）
- (6) 事業費 0円
- (7) 主催 多摩北部都市広域行政圏協議会
共催 合同写真展実行委員会、清瀬市教育委員会（生涯学習スポーツ課）

パンフレット



会場の様子



(5) 公共施設の相互利用事業

ア 市立図書館の相互利用事業

平成3年7月、多摩北部都市広域行政圏内の市民の自主的学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、市立図書館の相互協力を促進するために、当時の6市の教育委員会が協定を締結し、同年10月から圏域内の市立図書館の広域利用事業を開始した。

平成9年6月には田無市と保谷市の間で共通利用カード発行事業を開始し、平成12年6月には清瀬市、平成14年9月には東久留米市、平成20年10月には東村山市、平成24年10月には小平市が参入し、以後5市全てにおいて共通利用カード方式を採用している。

構成市は、生涯学習専門委員会図書館部会を前身とする図書協力事業推進会議、図書館事業協力推進専門委員会（平成5年11月）、図書専門委員会（平成12年度名称変更）で広域的施策を検討してきた。

平成21年度をもって図書専門委員会を終了したが、平成22年度以降は、多摩六都図書館担当者連絡会で、図書館の広域利用及び共通利用カード発行事業に必要な連絡調整を行っている。

(1) 市立図書館 32館〈令和5年3月末現在(分室を含む)〉

小平市11館、東村山市5館、清瀬市6館、東久留米市4館、西東京市6館

(2) 令和4年度実績

利用登録者(年度内に利用した者)	123,116人(内5市登録者数 114,839人)
資料貸出点数	5,673,991点(内5市貸出点数 5,328,908点)

利用登録者(年度内に利用した者)数は、前年度117,067人から6,049人、5.2%の増加、内5市登録者数は、前年度108,479人から6,360人、5.9%の増加となった。

資料貸出点数は、前年度5,284,644点から389,347点、7.4%の増、内5市貸出点数は、前年度4,937,130点から391,778点、7.9%の増となった。

(3) 広報活動

① 周知用パンフレット「多摩六都・図書館案内」の作成 令和5年2月

② 多摩北部都市広域行政圏協議会 Web サイト「たまろくナビ」への掲載

令和5年1月「たまろくナビ」リニューアルに伴い、「Web版 多摩六都図書館ガイド」を刷新した。

利用案内 : 対象者、注意事項、貸出点数・期間、パンフレット「多摩六都図書館案内」など

多摩六都図書館ニュース : 各市の展示コーナーの紹介記事。2回更新(令和4年8月、同5年1月)

図書館の資料について : 所蔵資料検索・レファレンスについて、図書館の蔵書数(4月1日現在)

図書館一覧のページ : 各館の概要と紹介、地図

(4) サービス向上

障がい者サービスの一環として、視覚障がい者向けの「多摩六都・録音図書案内」CD版及びDAISY版の作成(圏域5市分)を各市輪番制で実施。

また、「録音図書市販品リスト」を作成し、資料の相互協力体制の推進と活用を図った。

(5) 職員の資質向上

各市の図書館職員を対象に、「除籍」「電子書籍」をテーマとして情報交換会を2回開催した。

○多摩北部都市広域行政圏内公共図書館の広域利用実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多摩北部都市広域行政圏を構成する小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市（以下「関係市」という。）の市民の自主的学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、図書館の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図ることを目的とする。

(図書館の範囲)

第2条 広域利用を実施する図書館は、関係市のすべての市立図書館（以下「図書館」という。）とする。

(利用者の範囲)

第3条 広域利用の利用者の範囲は、関係市に居住する者とする。

(条例・規則等の遵守)

第4条 この要綱に基づき、関係市の市民が自己の居住している市以外の図書館を利用するときは、当該図書館の属する市の条例・規則等の定めに従うものとする。

(資料の返却)

第5条 図書館から資料の貸出しを受けた者は、当該図書館にその資料を返却しなければならない。

(会議)

第6条 この事業の円滑な運営を図るため、必要に応じ図書館担当者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、関係市の図書館長が協議して別に定める。

(要綱の改廃)

第7条 この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、関係市の教育委員会が協議し決定するものとする。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に必要な細目は、関係市の図書館長が協議して定める。

附則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年1月21日から施行する。

○多摩六都・図書館共通利用カード発行要綱

第1 目的

この要綱は、多摩北部都市広域行政圏を構成する市（以下「五市」という。）が設置する小平市立図書館、東村山市立図書館、清瀬市立図書館、東久留米市立図書館、西東京市図書館（以下「五市図書館」という。）の相互の協力関係を促進し、利用者の図書館利用の利便性に資するため、多摩六都・図書館共通利用カード（以下「共通利用カード」という。）を発行するに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

第2 登録者の資格

登録できる利用者の範囲は、五市で定める図書館に関する条例、規則等の定めるところによるものとする。

第3 共通利用カードの発行

利用者は、五市図書館を利用しようとするときは、利用者の登録を受け、共通利用カードの発行を受けなければならない。

2 利用者は、五市図書館のうちいずれの図書館でも共通利用カードの発行の申請ができるものとする。

3 利用者は、申請事項に変更が生じたとき、又は共通利用カードを紛失したときは、速やかに登録した図書館すべてに届け出なければならない。

第4 共通利用カード譲渡の禁止

共通利用カードの発行を受けた者は、これを他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

第5 共通利用カードの仕様

共通利用カードには、「多摩六都図書館カード」の文字及びシンボルマーク（別紙）を必ず記載しなければならない。

第6 会議

五市図書館は、多摩六都・図書館共通利用カード発行事業の円滑な運営を図るため、必要に応じ担当者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催するものとする。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、五市図書館の館長が協議して別に定める。

第7 要綱の改廃

この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、五市図書館の館長が協議し決定するものとする。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、共通利用カードの発行等に関し、必要な事項は、五市図書館の館長が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

イ 体育施設の相互利用事業

平成 18 年 3 月に体育・スポーツ施設の個人開放の相互利用に関する協定を締結し、「申合せ事項」のとおり、同年 4 月から個人利用に限って屋内体育・スポーツ施設の相互利用を本格開始した。

□ 利用可能な屋内体育・スポーツ施設 9 施設〈令和 4 年 3 月末現在〉

- ・小平市 2 施設 [市民総合体育館、萩山公園卓球室]
 - ・東村山市 1 施設 [市民スポーツセンター]
 - ・清瀬市 2 施設 [市民体育館、健康センター*]
 - ・東久留米市 1 施設 [スポーツセンター]
 - ・西東京市 3 施設 [スポーツセンター、総合体育館、南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」]
- * 清瀬市健康センターは、令和 4 年 5 月 9 日から令和 5 年 4 月 30 日まで改修工事のため休館

○多摩北部都市広域行政圏協議会体育・スポーツ施設の個人開放の相互利用についての申合せ事項 (目的)

第 1 条 この申合せ事項は、多摩北部都市広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市の各市（以下「圏域各市」という。）が設置する体育・スポーツ施設の個人開放の相互利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第 2 条 相互利用をすることができる体育・スポーツ施設（以下「相互利用体育施設」という。）は、別表第 1 に掲げる施設とする。

2 圏域各市の教育委員会（スポーツ基本法第 10 条 1 項の規定による特定地方公共団体にあつては、その長）（以下「関係教育委員会等」という。）は、相互利用体育施設を新たに追加しようとするときは、事前に他の関係教育委員会等に通知しなければならない。既存の相互利用体育施設の廃止、中止等しようとするときも同様とする。

(相互利用者の範囲)

第 3 条 相互利用体育施設を利用できる者は、圏域各市に在住、在勤又は在学をする者（以下「市民等」という。）及び当該相互利用体育施設を管理する関係教育委員会等がその利用を認めた者とする。

(利用範囲)

第 4 条 相互利用体育施設における個人開放種目の利用範囲は、別表第 2 のとおりとする。

2 第 2 条第 2 項の規定は、個人開放種目の利用範囲の変更等をしようとする場合について準用する。

(相互利用の実施日)

第 5 条 相互利用は、平成 17 年 7 月 1 日から実施する。ただし、特別な事由により同日から実施することができない関係教育委員会等については、当該事由の止んだ後速やかに、実施するものとする。

(条例等の措置)

第 6 条 関係教育委員会等は、第 2 条から前条までの規定に定める事項及びこれらに付随する事項について、条例、教育委員会規則、教育委員会規程等で必要な措置を講じるものとする。

(パンフレット等の提供)

第 7 条 関係教育委員会等は、相互利用体育施設を市民等の円滑な利用に供するため、相互利用体育施設の窓口等に相互利用に関するパンフレット等を常に備えておかななければならない。

(会議)

第 8 条 相互利用の円滑な運営を図るため、必要に応じ関係教育委員会等の職員による担当者連絡会議を開催する。

(委任)

第 9 条 この申合せ事項に定めるもののほか、相互利用に関し必要な事項は、協議会の生涯スポーツ専門委員会が協議し定める。

別表第1 相互利用体育施設の名称及び所在地

市名	名称	所在地	備考
小平市	小平市民総合体育館	小平市津田町1-1-1	
	小平市立萩山公園卓球室	小平市小川東町4-4-1	
東村山市	東村山市民スポーツセンター	東村山市久米川町3-30-5	
清瀬市	清瀬市立市民体育館	清瀬市下宿2-524-1	
	清瀬市健康センター	清瀬市中里5-842	
東久留米市	東久留米市スポーツセンター	東久留米市大門2-14-37	
西東京市	西東京市スポーツセンター	西東京市中町1-5-1	
	西東京市総合体育館	西東京市向台町5-4-20	
	西東京市南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」	西東京市南町5-6-5	

別表第2 個人開放種目及びその利用範囲

No.	種目名	小平市民 総合体育館	小平市立 萩山公園卓球室	東村山市民 スポーツセンター	清瀬市立 市民体育館	清瀬市 健康センター	東久留米市 スポーツセンター	西東京市 スポーツセンター	西東京市 総合体育館	西東京市南町スポーツ・ 文化交流センター「きらっと」
1	卓球	○	○	○	○		○	○	○	○
2	バドミントン	○		○	○		○	○	○	○
3	バレーボール	○						○		
4	バスケットボール	○					○	○	○	○
5	武道	○					○			
6	弓道	○		○			○			
7	アーチェリー	○					○			
8	軽体操	○								
9	パウンドテニス	○								
10	トレーニング	○		○		○	○	○	○	
11	水泳	○		○			○	○		
12	ランニング			○				○		
13	クライミング						○			
14	ビーチボール			○						
15	ソフトバレーボール									○
16	社交ダンス									○
17	ポッチャ			○						

体育・スポーツ施設の相互利用についての情報発信

(1) 協議会ニュースへの掲載

相互利用を行っている施設を個人開放の種目ごとに整理し、令和4年9月4日発行の協議会ニュース No. 33 に掲載した。

(2) 協議会 Web サイトへの掲載

令和5年1月の協議会 Web サイトのリニューアルにあたり、屋内体育・スポーツ施設の相互利用についてのウェブページを、従来の「圏域施設ガイド | スポーツ施設」から次の2ページに拡充した。

「スポーツ施設の相互利用」

：相互利用体育施設の情報、地図、市ホームページへのリンクを掲載

「個人開放しているスポーツ種目」

：相互利用を行っている施設を個人開放の種目ごとに掲載

スポーツ施設の相互利用

多摩六都では、2006年(平成18年)から屋内体育施設の個人開放に限り、相互利用を行っています。小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市に在住・在勤・在学の方は、市民と同じように利用できます。

○相互利用を行っている屋内体育施設は、右の地図の9施設です。
○利用方法・料金などは、各市・各施設で異なります。
各施設にご確認ください。

種 目	施 設
トレーニング	小平市民総合体育館、東村山市民スポーツセンター、清瀬市健康センター、東久留米市スポーツセンター、西東京市スポーツセンター、西東京市総合体育館
ランニング	東村山市民スポーツセンター、西東京市スポーツセンター
水泳	小平市民総合体育館、東村山市民スポーツセンター、東久留米市スポーツセンター、西東京市スポーツセンター
卓球	小平市民総合体育館、秋山公園卓球室、東村山市民スポーツセンター、東久留米市スポーツセンター、西東京市総合体育館 <small>曜日限定：西東京市スポーツセンター、南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」 月1日：清瀬市立市民体育館</small>
バドミントン	小平市民総合体育館、東村山市民スポーツセンター、西東京市総合体育館 <small>曜日限定：東久留米市スポーツセンター、西東京市スポーツセンター、南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」 月1日：清瀬市民体育館</small>
バスケットボール	小平市民総合体育館、東村山市民スポーツセンター、西東京市総合体育館、南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」
弓道	小平市民総合体育館、東村山市民スポーツセンター、東久留米市スポーツセンター
その他(曜日・時間限定)	
ポッチャ	東村山市民スポーツセンター
ビーチボール	東村山市民スポーツセンター
バレーボール	西東京市スポーツセンター
ソフトバレーボール	南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」

個人開放の曜日や時間は、ホームページ等でご確認ください。

※清瀬市健康センターは、令和5年5月上旬まで改修工事のため休館

施設へのリンクはこちらから▶
たまるくナビ
スポーツ施設

協議会ニュース No. 33 3面から抜粋

ウ 管外宿泊施設の相互利用事業

平成5年11月の生涯教育専門委員会学習集会部会の改組に伴い、構成6市の社会教育課長を構成員とする社会教育専門委員会が設置された。社会教育専門委員会では平成6年度から、青少年の健全な育成、市民の健康の増進及びレクリエーション活動に資するため、圏域各市が設置する管外宿泊施設の相互利用について検討を進めてきた。

平成9年11月に、当時の6市の教育委員会が、該当施設のない保谷市以外の5市5施設の管外宿泊施設を対象とする相互利用についての協定を締結し、当面、施設改修や条例などの相互利用できる条件が整備された施設で相互利用を実施することとした。

平成10年4月から「東村山市白州山の家」及び「田無市立菅平少年自然の家」（平成13年1月21日以降は「西東京市菅平少年自然の家」）で相互利用を開始した。その後、同年11月に「清瀬市立立科山荘」で本格開始、平成11年4月に「小平市立八ヶ岳山荘」で開始した。

「東久留米市林間学園たてしな荘」は、老朽化のため、平成15年3月末をもって廃止された。

「西東京市菅平少年自然の家」については平成24年2月に、「小平市立八ヶ岳山荘」については平成24年11月に、それぞれ老朽化のため、相互利用を停止した。

(1) 宿泊施設の概要 2施設〈令和5年3月末現在〉

施設名称	所在地	設置年月	建物の構造	室数(定員)	管理運営	備考
東村山市白州山の家	山梨県北杜市	S52.7	木造平屋	6室(92人)	委託	冬期閉鎖(11月～3月)
清瀬市立科山荘	長野県北佐久郡	H10.10	RC2階	19室(112人)	指定管理	

(2) 利用実績

まん延防止等重点措置が令和4年3月21日をもって終了したこと、全国旅行支援の実施などにより前年度から利用者数が大きく増加したが、令和元年度の水準には戻っていない。

施設名称	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
東村山市 白州山の家	201人(9.2%) 2,194人	7人(1.5%) 467人	4人(6.0%) 67人	91人(6.4%) 1,031人(72.8%) 1,417人	臨時休館 R2.4/7-6/30 R3.4/25-9/30
清瀬市 立科山荘	548人(9.9%) 5,527人	122人(9.3%) 1,310人	300人(15.0%) 2,002人	350人(9.5%) 909人(24.7%) 3,684人	臨時休館 R2.4/24-5/31
計	749人(9.7%) 7,721人	129人(7.3%) 1,777人	304人(14.7%) 2,069人	441人(8.6%) 1,940人(38.0%) 5,101人	

※上段：圏域市民の利用者数(当該市除く) 中段：当該市の利用者数 カッコ内は全利用者に対する構成比
下段：全利用者数 移動教室・林間学校の利用者数を除く。



東村山市白州山の家



清瀬市立科山荘

(6) 多摩六都公共交通担当実務者連絡会

バス等の地域公共交通に関しては、平成 23 年度から平成 25 年度の 3 か年に、公共バス路線等検討専門委員会において、当時の多摩六都広域連携プランに基づき、「バス利便性の向上」「コミュニティバス等の相互乗り入れの検討」を行った。平成 26 年 3 月をもって同専門委員会が廃止された後は、本連絡会にて、引き続き情報共有・意見交換を行っている。

令和 4 年度は、多摩六都広域連携プランに掲げる「地域公共交通（鉄道以外）の利便性向上」に関して、コミュニティバス等の地域交通の円滑化の促進について、次のとおり情報共有や意見交換を行った。

1 令和 4 年度 多摩六都公共交通担当実務者連絡会の開催

令和 5 年 1 月 19 日（木）に、小平市役所にて連絡会の会議を開催した。各市からの状況報告（現状・課題・今後の予定等）や情報交換を議題として、各市の間で情報共有・意見交換を行った。

2 開催結果

(1) コミュニティバス等に関する状況報告

各市から、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少した利用実績が、令和 3 年度・4 年度で回復傾向にあるが、コロナ禍前の水準には戻らずに厳しい状況が続いているとの報告があった。

課題として、利用者減少や運行経費増加に伴う補助金等の検討、利用促進の取組、地域ニーズに即した運行ルート・ダイヤの見直し、交通空白地域における新たな移動手段の検討などが報告された。

【主な報告事項】

- | | |
|-------|---|
| 小平市 | ・「(仮称) 小平市の地域公共交通の基本方針」を令和 6 年 3 月に策定予定
令和 4 年度は、アンケート調査、ヒアリング調査、ワークショップを実施した。
・〔課題〕 運賃や運行経費に係る補助金のあり方の検討
・〔課題〕 市南西部地域における新たな交通手段の検討（デマンド交通） |
| 東村山市 | ・運転手の勤務体制・安全性を考慮して、令和 4 年 10 月にダイヤ改正を実施した。
・コミュニティバス運行開始 20 周年イベントを令和 5 年度に予定
・〔課題〕 乗車人数の減少等による補助金の増を踏まえた、モビリティマネジメントの取組
・〔課題〕 公共交通空白地域の解消に向けた新たな移動手段の検討（定時定路線以外等） |
| 清瀬市 | ・令和 5 年度に 1 台を EV 車へ更新予定（国及び都補助金）
・〔課題〕 利用者数の回復に向けた取組方針の検討 |
| 東久留米市 | ・デマンド交通「くるぶー」は、令和 2 年 3 月運行開始から 1 年程度の間登録者数が増加
・〔課題〕 運行の廃止・継続を判断する指標の検討 |
| 西東京市 | ・令和 2 年度実施のダイヤ改正の効果検証等を行うため OD 調査等を実施した。
・令和 5 年度に、新たな計画を法定の「地域公共交通計画」として策定予定
・〔課題〕 公共交通ネットワークのあり方や、新たな移動手段導入検討について整理し、計画に位置付ける。 |

(2) 意見交換

ア 地方創生臨時交付金を活用した事業及び取組

コミュニティバス・タクシーを運行する 4 市で、これまでにコロナ禍による収入減少や原油価格・物価高騰等への対応として、交付金を活用した支援事業を実施した。

イ 公共交通に係る広域連携

東京都は、令和 4 年 3 月策定の「東京都における地域公共交通の基本方針」で、2040 年代に向けて、「区市町村間連携」を「取組テーマ」に位置付け、区市町村と連携した取組を進めるとしている。この一環として、北多摩エリアの自治体とともに、共通課題や行政境の交通不便地域の洗い出し、利用状況のアンケート調査等を行っている。結果を踏まえて今後、連携の可能性を議論する。

ウ コミュニティバス等の電気自動車の導入

各市とも車両更新時に導入検討を必要としている。課題として、走行距離に相応しい充電方法の検討、急速充電ポート整備費を複数自治体で分担する検討、重量増による道路損傷への対応等が挙げられた。

エ その他

電動キックボード、シェアサイクル、鉄道駅ホームドア設置に関する動向について

(7) 多摩六都科学館事業（域内連携した企画展等）

子供科学博物館の建設構想に基づいて平成6年3月に開館した「多摩六都科学館」は、圏域の生涯学習・文化の拠点施設であり、世界最大級(直径27.5m)のプラネタリウムドーム「サイエンスエッグ」と5つの展示室、科学学習室を持つ参加体験型の科学館として圏域市民に親しまれている。

次代を担う子どもたちの夢を育み、科学に興味を持つ心を養うとともに、各世代にわたる生涯学習を推進し、文化の振興を図ることを目的に、市民、教育・研究機関、企業等との連携を通じて、企画展等の創意・工夫あふれる魅力的な事業を展開し、圏域の文化振興を牽引している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による臨時休館はなく、平成30年度以来の通年開館となった。換気、消毒、三密防止等の対策を徹底した。

圏域行政の発展のために行う連携事業（歴史、文化等、圏域の魅力の発掘、発信に関する事）

(1) 春の特別企画展 「Do サイエンス SHOW」 3月26日(土)～5月8日(日) (休館・閉場日あり)

これまで開催したサイエンスショーの紹介、実験映像の放映、実際に道具を使って試せるコーナー、サイエンスショーマスター認定クイズなど、科学の法則や現象を楽しみながら学べる展示を行った。制作した「空気」、「ふりこ」、「てこ」の実験ショートムービーは、科学館オリジナルオンラインコンテンツとして、圏域小学校の理科学習用に配信している。本展と科学館のPRを兼ね、圏域の小学1年生に入学祝招待券を配布した。

(2) 夏の特別企画展 「貝の世界」 7月23日(土)～9月4日(日)

故田口富士夫氏(清瀬市)が収集・所蔵し当館に寄贈された「田口 貝コレクション」の標本を活用し、貝類の進化・生体と生育環境・文化の3つの視点から展示を行った。

(3) 秋の企画展 「47都道府県の石Ⅱ」 10月8日(土)～11月3日(木・祝)

日本各地や圏域の大地の性質や成り立ちへの関心を高めるため、令和3年春に開催した「47都道府県の石」のアンコール展として、新規に入手した地質資料23点を追加し計70点の実物展示を行った。今回収集した資料は、圏域学校への貸し出しやアウトリーチ活動で継続的に活用していく。

(4) 冬の特別イベント「ROKUTO ROBOT PARK -ロクトロボットパーク-」12月24日(土)～1月9日(月・祝)

旧保谷市に在った財団法人 日本児童文化研究所を主宰し、「昭和のロボット博士」と称された故・相澤次郎氏が約60年前に制作したロボット(常時展示)を年に一度作動させている。地域の科学技術の歴史的価値を再発見する機会として、平成22年度から開催している。「ロボットゆうえんち」(神奈川県厚木市)と連携し、ロボットの操縦やプログラミングなどの体験型展示を行った。



春の特別企画展



夏の特別企画展



秋の企画展



冬の特別イベント

(5) 市民が最先端の科学技術に触れる場の形成 11 講座 13 回実施

圏域住民の特に中学生・高校生以上を対象に、圏域に所縁のある研究機関、企業、NPO法人等の協力で、最先端技術や研究成果等の内容をわかりやすく・面白く理解できる講演会やワークショップを企画・開催している。

本年度は、圏域が原子核研究や宇宙線研究の拠点であった歴史を踏まえた講演会や、シチズン時計協力の講演会、西東京市教育委員会と共催の考古学講座、オンラインによるサイエンスカフェなどを開催した。

(6) 大人向けの生涯学習参加推進 10 種 19 回実施

大人世代の生涯学習を促進するため、文化・歴史・美術の多彩なコンテンツを、圏域の多様な主体と連携して企画・開催している。本年度は、落合川と南沢湧水群などの魅力的な水辺環境が存在する圏域において、水辺環境保全の意識醸成に資する大型映像「水の惑星」の上映や、圏域の農家・館内カフェと連携したハーブ講座、圏域の大学と共催の頭と体の健康づくりワークショップ等を開催した。

また、在宅勤務の増などを背景に、今年度からはほぼ毎月平日に大人向けプラネタリウムを開催し、想定ターゲットへの情報提供を行うなど、未利用者を含めた生涯学習活動の促進を図っている。「縄文時代の星空」では、圏域の縄文遺跡に関する画像や資料を紹介した。

(7) 地域の魅力発信事業 (自然観察会、たまろくとウィーク、たまろくと市民感謝デー)

自然観察会：5 回実施 (うちオンライン 2 回)

地域の専門家の協力による自然観察会を、黒目川や東村山中央公園などで開催した。

たまろくとウィーク：11 月 8 日 (火) ~12 月 18 日 (日)

圏域の在住・在学・在勤者の入館料が半額となる「たまろくとウィーク」を 3 年ぶりに開催した。

各市の特産品物販や「わたしのまち自慢マップ」など 5 市の魅力の紹介、圏域 5 市の図書館と連携した「たまろくとしょかんブックセレクション」を開催した。

たまろくと感謝デー：3 月 4 日 (土) 5 日 (日)

感染症対策により規模を縮小し、オンラインとのハイブリッド開催とした。「おうちで天体観望」

「おうちで昆虫展」をオンライン各 1 回、リアル「ミニ昆虫展」(科学学習室で解説)を 5 回実施した。

(8) 学校連携事業

圏域の学校教育機関や教員に対して、専門研修による人材育成、資料の貸出し、出張学習 (アウトリーチ活動)、博物館実習等により学校教育を支援・補完している。本年度は、圏域小学校への出張学習、圏域小・中学校へのロクトニュース配布、小学校への学習利用の手引き配布、博物館実習を行った。



大型映像 水の惑星



造形ブロック「カプラ」体験



たまろくとウィーク (東村山市)



たまろくと市民感謝デー (ミニ昆虫展)

4 後援名義の使用承認

武蔵野少年野球大会 春季大会及び秋季大会

- (1) 事業名称 第31回武蔵野少年野球大会
- (2) 団体名等 武蔵野少年野球連盟 代表 菊池 正明
- (3) 開催期間 春季大会
令和4年4月29日(祝・金)～令和4年12月25日(日)
秋季大会
令和4年10月1日(土)～令和5年4月2日(日)
- (4) 開催場所 東村山市運動公園野球場 他
- (5) 事業内容 多摩北部地域で活動する軟式少年野球の技術向上と親善交流、青少年の健全育成を目的として野球大会を開催する。大会は春季、秋季の2シーズン制とし、学年別にトーナメント方式やリーグ戦方式の大会を開催している。
多摩地域で開催されるクラブチームの大会としては、規模・レベルともに最大級の大会で、球界関係者はもとより一般の観戦も多い。野球技術の面でも本大会に参加するチームから東京都大会の上位になったチームも多く、また多摩全域からの参加により野球を通じた交流の輪も広がりを見せている。

[参加チーム数]

(春季) 少年Ⅰ部：8 少年Ⅱ部：5 少年Ⅲ部：3
学童Ⅰ部：15 学童Ⅱ部：10 学童Ⅲ部：3 計44チーム

(秋季) 少年Ⅰ部：6 少年Ⅱ部：8
学童Ⅰ部：14 学童Ⅱ部：9 学童Ⅲ部：3 新人戦：8 計48チーム

[大会成績(優勝のみ)]

(春季) 少年Ⅰ部 ケープシニア(東久留米市)
少年Ⅱ部 清瀬球友会(清瀬市)
少年Ⅲ部 清瀬球友会(清瀬市)
学童Ⅰ部 東久留米アストロズ(東久留米市)
学童Ⅱ部 東久留米アストロズ(東久留米市)
学童Ⅲ部 青葉少年野球クラブ(東村山市)

(秋季) 少年Ⅰ部 清瀬球友会(清瀬市)
少年Ⅱ部 菅フェニックス(川崎市)
学童Ⅰ部 清瀬旭丘(清瀬市)
学童Ⅱ部 東久留米アストロズ(東久留米市)
学童Ⅲ部 東久留米アストロズ(東久留米市)
新人戦 久米川ホークス(東村山市)

5 圏域情報提供

(1) 圏域ニュース

- ① 発行 令和4年9月4日発行
- ② 発行物名 『多摩北部都市広域行政圏協議会ニュース No. 33』
- ③ 発行部数 203,000部
- ④ 仕様 タブロイド判4頁 両面刷・カラー
- ⑤ 配布方法 主要6紙(朝日、毎日、読売、産経、東京、日経)による新聞折込み広告のほか、各市施設で配布
- ⑥ 掲載記事
 - 1面 特集：多摩六都 水の散歩みち
 - 2面 多摩六都フェア (開催案内)
 - 3面 図書館ガイド、相互利用、たまろくナビ、多摩北部広域子ども体験塾、「TAMA☆ろくと巡礼物語！2022」北多摩 TOKYO アニメスタンプラリー
 - 4面 特集：多摩六都 水の散歩みち、多摩六都科学館
- ⑦ 事業費 1,652,002円

1面特集として、圏域の水辺環境を軸に周辺のスポットを紹介した。新聞折込み翌日以降に10件以上電話問い合わせがあり、概ね好評であった。本ニュースの入手方法の質問が多く、各市の窓口で配布している旨を案内した。

例年、2面・3面の見開きで多摩六都フェア(開催案内)を掲載してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響での変更を鑑み2面のみとした。

3面に、関係イベントの記事及び広域利用・相互利用など圏域の取組みを掲載した。

4面は、1面特集のつづきとして、協議会ホームページの「散歩コース」の地図と周辺スポットを掲載した。「散歩コース」は閲覧数の多い人気コンテンツのため、今回は市域を越えて他市のコースやスポットの位置を示すことで、圏域への関心を引くように作成した。

協議会ホームページのQRコードを掲載したところ、折込日の午前を中心に閲覧数が伸び、当日は通常の10倍を超える約2,500件の閲覧があった。

No. 33 4面・1面
2面・3面



(2) 多摩北部都市広域行政圏協議会ホームページの運営

平成 15 年 4 月に多摩北部都市広域行政圏協議会ホームページ「たまろくナビ」を開設し、広域行政圏協議会の活動状況や多摩北部地域における広域連携の活動を圏域内外に情報発信している。

平成 24 年 1 月リニューアルから 10 年経過し、スマートフォンの普及、障害者差別解消法などウェブアクセシビリティへの要請などを踏まえ、「たまろくナビ」をリニューアルすることとした。広域行政圏担当者会議、各専門委員会、事務局で取り組み、令和 5 年 1 月 31 日をもって新サイトを公開した。

事業費 4,398,284 円のうちリニューアルは、東京都区市町村振興協会の区市町村振興共同事業の助成を利用「たまろくナビ」のリニューアル

- 事業者選定は企画提案競技とし、協議会ホームページで募集した（5 月 31 日から 6 月 15 日）。3 社の参加があり、5 市の課長級・係長級職員 5 名で構成する選定委員会による一次審査（書類審査 7 月 7 日）、二次審査（プレゼンテーション・デモンストレーション 7 月 12 日）にて選定した。
- 誰にでも見やすく、使いやすいウェブサイトの実現、より広い層への情報発信
 - ・スマートフォンで見やすいデザインの実現
 - ・ウェブアクセシビリティへの適合（JIS X 8341-3:2016 レベル AA 準拠）
 - ・サイト内の回遊性の向上（「たまろくめぐり」アイコンの配置、「協議会について」の新設など）
 - ・問い合わせフォームの導入、プライバシーポリシーの掲載、セキュリティ対策（SSL 通信の導入）

トップ画面 URL 新サイト <https://www.tama6.jp>



6 多摩北部都市広域行政圏協議会の歩み

昭和55年

8月 第5ブロック企画研究会(6市企画担当課長で構成)に広域市町村圏計画研究会を設置する。

昭和60年

8月 6市の助役及び企画担当課長で構成する多摩北部地域広域行政圏研究協議会を設置する。

昭和61年

10月 東京都に施設整備(子供科学博物館、地域の核となるスポーツ施設、大規模公園)の要望書を提出する。

昭和62年

1月 多摩北部都市広域行政圏協議会を設置する。
3月 「多摩北部都市広域行政圏」が設定される。
5月 多摩北部都市広域行政圏協議会設立記念式典を挙げる。

昭和63年

3月 「多摩北部都市広域行政圏計画」を策定する。
8月 「第1回多摩ノースシティーコミュニティフェア」を開催する。(於:清瀬市郷土博物館)以後毎年開催となる。

平成元年

8月 「北多摩6市広域文化フェア」を開催する。(於:清瀬市郷土博物館)以後毎年開催となる。(現在の「多摩六都フェア」)
9月 (仮称)子ども博物館の建設についてのプレス発表を行う。
11月 「第1回北多摩6市ママさんバレーボール大会」を開催する。(於:東村山市民スポーツセンター)以後6市当番で毎年開催となる。
12月 東京都に東京大学附属農場の広域的利用対策について要望書を提出する。

平成2年

2月 (仮称)子供科学博物館基本構想についてプレス発表を行う。
第1回北多摩6市合同演奏会を開催する。(於:東久留米市立中央公民館)以後毎年開催となる。
6月 多摩北部広域子供科学博物館組合が設立される。
8月 「多摩北部都市広域行政圏協議会ニュース」を刊行し、圏域内全戸配布を行う。以後毎年発行。
12月 東京都に広域的施設整備に係る要望書を提出する。
・(仮称)子供科学博物館整備に対する全面的支援について
・地域の核となる都立のスポーツ施設及び大規模公園の設置について

平成3年

3月 圏域ガイド「わたしの街の散歩道」を発行する。
3月 「圏域イメージアップ計画調査報告」をまとめる。
7月 「多摩北部都市広域行政圏内公共図書館の相互協力に係る協定書」を締結する。
10月 多摩北部都市広域行政圏内の公共図書館の相互利用がスタートする。

平成4年

3月 多摩北部都市広域行政圏のシンボルマークを決定する。

平成5年

3月 多摩北部都市広域行政圏の愛称を「多摩六都」に決定する。
8月 「多摩六都緑の実施計画」を実施する。
11月 「都市建設専門委員会」、「緑化専門委員会」、「社会教育専門委員会」、「図書館事業協力推進専門委員会」を設置する。
12月 多摩北部広域子供科学博物館を「多摩六都科学館」と改称する。

平成6年

2月 「下水道専門委員会」を設置する。
3月 多摩六都科学館が開館する。
7月 「生涯スポーツ専門委員会」、「学習集会施設専門委員会」を設置する。

平成6年	
10月	東京都に広域行政圏内への大規模都立公園(六仙公園、東久留米市内)の建設の要望書を提出する。
10月	多摩六都フェア「TAMA21 交響楽団演奏会」が小平市で開催される。
11月	多摩六都フェア「リサイクルフェア・リサイクルシンポジウム」を田無市で開催する。
平成7年	
3月	「多摩六都市民意識調査」を実施する。
平成8年	
2月	多摩六都フェア「合唱団演奏会」が小平市で開催される。以後毎年開催される。
3月	「多摩北部都市広域行政圏計画第二次基本計画」が策定される。
5月	「防災専門委員会」、「ごみ減量化・リサイクル専門委員会」を設置する。
6月	「情報推進専門委員会」を設置する。
7月	「福祉施設専門委員会」を設置する。
10月	市長会に下水道維持管理の共同化・一元化の促進と都の下水道財政の援助について要望書を提出する。
10月	東京都に多摩六都科学館の管理運営に係る財政支援の要望書を提出する。
平成9年	
3月	「学習集会施設専門委員会」を廃止する。
6月	田無市、保谷市の間で「共通利用カード」の発行事業を開始する。
8月	東京都に通勤寮の多摩北部都市広域行政圏内設置に関する要望書を提出する。
11月	「多摩北部都市広域行政圏管外宿泊施設の相互利用協定」が締結される。
平成10年	
2月	圏域の6市長が都庁に青島都知事を訪ね、多摩北部都市広域行政圏における東京都の積極的な事業の推進に関する要望書を提出する。
2月	東京都公園審議会で圏域内大規模公園(都立六仙公園)の設置が承認される。
3月	「多摩六都緑化計画」が策定される。
4月	介護保険部会を設置する。
6月	東京都に多摩北部都市広域行政圏における東京都の道路整備事業特別交付金新制度の創設及びその活用に関する要望書を提出する。
8月	「多摩六都・秩父広域圏交流サミット」が埼玉県秩父市で開催される。
平成11年	
8月	秩父広域市町村圏組合市町村長視察。
11月	東京都に「みちづくり・まちづくりパートナー事業」の総額の確保等に関する要望書を提出する。
12月	多摩六都フェア「星空コンサート」が多摩六都科学館で開催される。
12月	多摩六都フェア「ビッグバンド養成講座デビューコンサート」が田無市で開催される。
12月	「下水道水質検査業務の共同実施に関する協定書」が締結される。
平成12年	
4月	「図書館事業協力推進専門委員会」を「図書館専門委員会」に名称変更する。
6月	図書館共通利用カード方式に清瀬市が参入する。
9月	「多摩六都・図書館ガイドブック」を発行する。以降、各市輪番で毎年発行。
11月	東京都に「みちづくり・まちづくりパートナー事業」の事業費確保に関する要望書及び六仙公園(仮称)整備促進に関する要望書を提出する。
12月	荒川右岸東京流域下水道対策協議会から「水質検査業務の共同実施」に参入の申し入れがある。
平成13年	
1月	田無市・保谷市が合併し、西東京市が誕生する。(1月21日)
2月	東京都に多摩六都科学館の管理運営に係る財政支援についての要望書を提出する。
3月	介護保険部会を廃止する。
6月	六仙公園計画地南側約1.4ヘクタール事業認可を取得する。
平成14年	
9月	図書館共通利用カード方式に東久留米市が参入する。
10月	東京都に「みちづくり・まちづくりパートナー事業」の早期整備と事業費確保に関する要望書を提出する。
平成15年	
3月	「防災専門委員会」、「福祉施設専門委員会」を廃止する。
3月	広域行政圏ポータルサイト「たまろくナビ」を開設する。

平成15年	
10月	東京都に多摩老人医療センターの充実に関する要望書を提出する。
10月	東京都に「みちづくり・まちづくりパートナー事業」の早期整備に向けた事業費確保及び事業に合わせた電線類の地中化の推進に関する要望書を提出する。
10月	踏切交通量等調査を実施する。
平成16年	
2月	「基本構想等検討委員会」を設置する。
3月	「下水道専門委員会」を廃止する。
9月	広域行政圏計画策定に向けて圏域市民の意識調査及び有識者意見の集約を実施する。
10月	多摩北部都市広域行政圏協議会構成5市職員合同研修を開催する。
11月	東京都に「みちづくり・まちづくりパートナー事業」の早期実現に向けた事業費の確保及び事業に合わせた電線類の地中化の推進に関する要望書を提出する。
平成17年	
9月	管外宿泊施設の相互利用の促進に係る「多摩六都管外宿泊施設スタンプラリー事業」を開始する。(平成17年9月1日から平成20年8月31日まで)
11月	広域行政圏ポータルサイト「たまろくナビ」におけるホームページ版「多摩六都・図書館ガイドブック」が本格稼動する。
平成18年	
2月	多摩六都科学館の管理運営に係る財政支援について要望する。
3月	スポーツ施設相互利用に関わる条例・規則の改正及び利用条件の整備を行うため、「体育・スポーツ施設の個人開放の相互利用」に関する協定を締結する。
3月	第二次多摩北部都市広域行政圏計画を策定する。
3月	「基本構想等検討委員会」を廃止する。
3月	スポーツ施設ガイドブックを発行する。
4月	多摩北部都市広域行政圏内の体育施設の相互利用がスタートする。
平成19年	
3月	第二次多摩六都緑化計画を策定する。
11月	「農業等振興専門委員会」の新設を幹事会で承認する。
12月	連続立体交差事業を一層推進するため、市長会創設の多摩・島しょ広域連携活動助成金の交付を申請し、調査報告書をまとめる。
平成20年	
3月	「ごみ減量・リサイクル専門委員会」を廃止する。
3月	圏域ガイドブックを“まっぶるぼけっとシリーズ”「多摩六都」として圏域内で書店販売する。
4月	「農業等振興専門委員会」を設置する。(2年間の時限設置)
8月	リーフレット「スポロク改訂版(スポーツ施設ガイドブック)」を発行する。
10月	図書館共通利用カード方式に東村山市が参入する。
12月	「従来の広域行政圏に係る今後の取扱いについて」(平成20年12月26日総行市第234号 総務省自治行政局市町村課長通知)
平成21年	
2月	「今後の多摩北部都市広域行政圏のあり方について」を幹事会に諮問する。
2月	各市に対して今後の多摩北部都市広域行政圏のあり方に関する意見照会を行う。
2月	連続立体交差事業を一層推進するため、市長会創設の多摩・島しょ広域連携活動助成金を活用し、平成19年度に引き続き調査し、報告書をまとめる。
2月	市長会創設の多摩・島しょ広域連携活動助成金を活用し、各市策定のみどり基本計画の基礎資料とするため、経年変化の状況等を把握し、みどりの実態調査報告書をまとめる。
3月	「たまろくさんぽマップ」を発行する。
3月	広域行政圏計画策定要綱(平成12年3月31日自治振第53号)が平成21年3月31日を以て廃止され、国の広域行政圏施策が終了する。
3月	「生涯スポーツ専門委員会」を廃止する。
5月	各市に今後の多摩北部都市広域行政圏のあり方に関する意見照会を行う。
6月	東京都総務局に対して広域行政圏施策に関する疑義照会を行う。
8月	「今後の多摩北部都市広域行政圏のあり方について」を協議会決定する。
8月	東京都に今後も広域行政圏を設置する意向等を通知し、引き続きの人的・財政的支援を要望する。
8月	「広域行政圏計画専門委員会」を設置する。
8月	パンフレット「多摩六都における連続立体交差事業などの踏切対策について」を発行する。

平成22年	
2月	「情報推進専門委員会」において「基幹系業務システムの共同化調査研究事業報告書」をまとめる。〈多摩・島しょ広域連携活動助成事業を活用〉
2月	東京都からの照会により「多摩北部都市広域行政圏の検証と今後のあり方について」を回答する。
3月	「たまろく農産物 とれたてふれあいマップ」を発行する。
3月	「社会教育専門委員会」、「農業等振興専門委員会」、「図書館専門委員会」を廃止する。
平成23年	
2月	東京都に多摩北部地域における都市基盤整備の促進について要望書を提出する。
2月	西武鉄道株式会社に多摩北部地域における鉄道輸送の改善について要望書を提出する。
3月	多摩六都広域連携プラン(計画期間：平成23年度～平成27年度)を策定する。
3月	「広域行政圏計画専門委員会」を廃止する。
4月	「公共バス路線等検討専門委員会」、「生涯スポーツ専門委員会」、「農業等振興専門委員会」、「景観の普及促進専門委員会」を設置する。
10月	「多摩六都みどりの交流会」を西東京市西原自然公園と多摩六都科学館で開催する。
平成24年	
1月	広域行政圏ポータルサイト「たまろくナビ」をリニューアル公開する。
2月	「全国広域行政圏事務局長会議」にて多摩六都広域連携プランの紹介をする。
2月	西東京市の管外宿泊施設「菅平少年自然の家」の廃止により相互利用を停止する。
8月	多摩北部都市広域行政圏協議会関連議員へ協議会活動の周知を行う。
10月	図書館共通利用カード方式に小平市が参入する。
11月	小平市の管外宿泊施設「ハヶ岳山荘」の廃止により相互利用を停止する。
平成25年	
3月	「景観の普及促進専門委員会」を廃止する。
7月	西武バス株式会社に多摩北部地域におけるバス交通の拡充について要請書を提出する。
8月	パンフレット「多摩六都圏域ガイドマップ」を発行する。
9～10月	「スポーツ祭東京2013」が開催され各会場において圏域のPR活動を行う。
12月	東京都に特別緑地保全地区の用地買取りに係る補助金等の要請書を提出する。
平成26年	
3月	「公共バス路線等検討専門委員会」、「農業等振興専門委員会」を廃止する。
4月	「広域行政圏計画専門委員会」、「産業・観光振興専門委員会」、「防災専門委員会」を設置する。
11月	多摩六都スポーツ大会を再開する。
平成27年	
3月	第三次多摩北部都市広域行政圏計画素案を策定する。
12月	多摩六都スポーツ大会として、初めてリレーマラソン大会を開催する。
平成28年	
3月	「多摩六都広域連携プラン(第三次多摩北部都市広域行政圏計画)」(計画期間：平成28年度～平成32年度)を策定する。
3月	「広域行政圏計画専門委員会」、「防災専門委員会」を廃止する。
8月	公園事業セミナー「新たな段階を迎えた公園や緑地・広場などの緑とオープンスペースの政策について」を小平市ルネこだいらで開催する。
平成29年	
3月	多摩北部都市広域行政圏区域図を作成(更新)する。
6月	「広域行政圏整備推進協議会」が平成29年6月の総会をもって廃止される。
8月	公園経営セミナー「新たな段階を迎えた官民連携、公園や緑地・広場などオープンスペース政策について」を小平市ルネこだいらで開催する。
9月	広域行政圏ポータルサイト「たまろくナビ」の多言語対応を開始する。
11月	東京都都市整備局に公共交通ネットワークの整備・充実の実現に多摩北部地域としても期待を寄せている旨を伝達する。(並木会長が都市整備局理事を訪問)
平成30年	
2月	協議会設立から30年が経過した記念事業の一環としてPRビデオを作成して多摩六都科学館にて上映する。
3月	西東京市の屋内体育施設「武道場」の相互利用を停止する。
10月	多摩観光推進協議会主催の「北多摩TOKYOカードラリー」に事業協力する。

- 平成31年
4月 「広域行政圏計画専門委員会」を設置する。
- 令和元年
8月 緑化専門委員会で圏域各市が後援することとした東久留米市主催の「環境シンポジウム・フィールドワーク」が開催される。
10月 多摩観光推進協議会主催の「北多摩TOKYOカードラリー2019」に事業協力する。
12月 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成を目的に多摩六都スポーツ大会としてポッチャ大会を開催する。
- 令和2年
3月 パンフレット「多摩北部都市広域行政圏における道路と鉄道の連続立体交差事業について」を発行する。
9月 多摩観光推進協議会主催の「北多摩TOKYOアニメスタンプラリー」に事業協力する。
11月 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により多摩六都フェアの中止が相次ぐ中、協議会ニュースNo. 31を発行する。
11月 「多摩六都広域連携プラン（素案）」への意見公募を実施する。3名、13件の意見あり。
12月 西武鉄道株式会社に、「多摩北部地域の鉄道輸送に係る安全性・利便性等の改善について」の要請書を提出する。
12月 東京都建設局及び都市整備局に、「多摩北部地域における都市基盤整備の推進について」の要請書を提出する。
- 令和3年
2月 あきる野市議会「自由民主党 志清会」の行政視察を受け入れる。
3月 「多摩六都広域連携プラン（第四次多摩北部都市広域行政圏計画）」（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定する。
3月 「広域行政圏計画専門委員会」を廃止する。
3月 小平市の屋内体育施設「花小金井武道館」の閉鎖により、相互利用を停止する。
10月 多摩観光推進協議会主催の「北多摩TOKYOアニメスタンプラリー」に事業協力する。
- 令和4年
10月 多摩観光推進協議会主催の「北多摩TOKYOアニメスタンプラリー」に事業協力する。
- 令和5年
1月 協議会Webサイト「たまろくナビ」をリニューアル公開する。

7 多摩北部都市広域行政圏協議会1年間の歩み

令和4年

4/8	第1回 幹事会	(於:西東京市役所田無庁舎)
4/22	専門委員会委員長会議	(於:小平市役所)
5/16	第1回 産業・観光振興専門委員会	(於:小平市役所)
5/20	第1回 情報推進専門委員会	(WEB開催)
5/27	第1回 生涯スポーツ専門委員会	(於:小平市役所)
5/27	第1回 緑化専門委員会	(於:小平市役所)
7/1	第2回 幹事会	(於:西東京市役所田無庁舎)
7/21	第1回 協議会	(於:多摩六都科学館)
7/27	第1回 審議会	(於:多摩六都科学館)
8/3	第1回 都市建設専門委員会	(於:小平市役所)
9/3~12/4	多摩六都フェア パラアート制作ワークショップ・パラアート展覧会	(担当市:西東京市)
9/27	第2回 生涯スポーツ専門委員会	(WEB開催)
10/2	多摩六都フェア 水と緑ウォッチングウォーク	(担当市:小平市)
11/1	第3回 幹事会	(於:西東京市役所田無庁舎)
11/8~11/13	多摩六都フェア 多摩北部5市美術家展	(担当市:清瀬市)
11/10	第2回 協議会	(於:多摩六都科学館)
11/11	第2回 緑化専門委員会	(於:小平市立中央公民館)
12/10	多摩六都フェア スポーツ大会【2022ポッチャ多摩六都カップ】	(担当市:西東京市)
12/18	多摩六都フェア 2022こだいら合唱団小平市民オーケストラ演奏会【中止】	(担当市:小平市)

令和5年

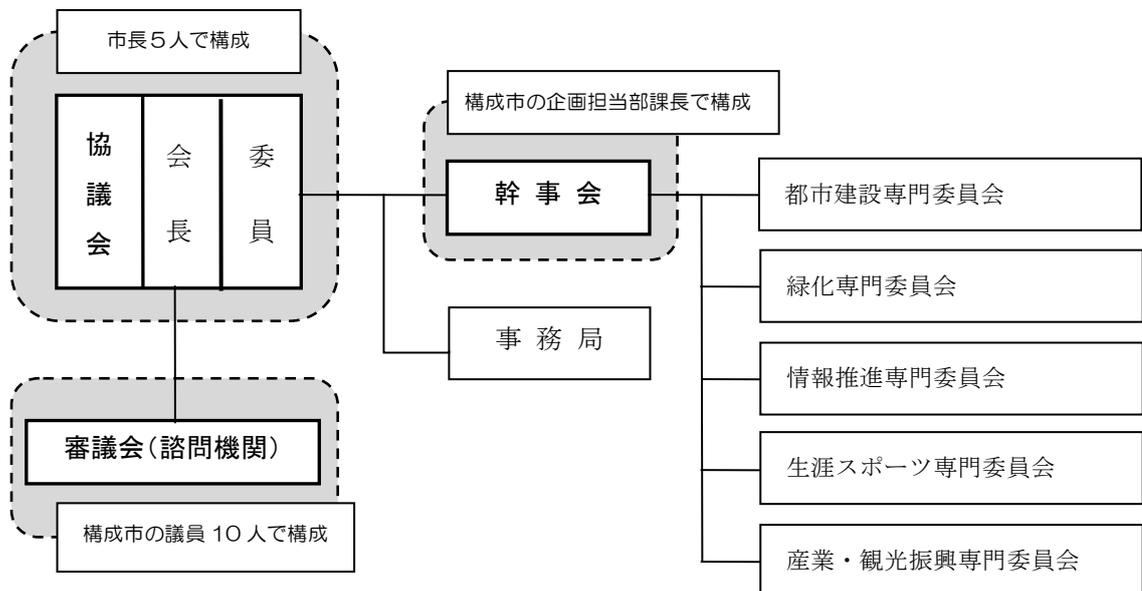
1/20	第2回 情報推進専門委員会	(Web開催)
1/26	第4回 幹事会	(於:西東京市役所田無庁舎)
1/31	第3回 緑化専門委員会	(於:小平市役所)
2/8	第2回 都市建設専門委員会	(於:小平市役所)
2/9	第3回 協議会	(於:多摩六都科学館)
2/10	第2回 産業・観光振興専門委員会	(於:小平市役所)
2/12~2/19	多摩六都フェア 高校生写真展	(担当市:清瀬市)
2/12	多摩六都フェア ヤングライブフェスティバル	(担当市:東村山市)
2/14	第2回 審議会	(於:多摩六都科学館)
2/15~2/17	多摩六都フェア ぴゅあ あーと展	(担当市:東久留米市)
2/15	第3回 生涯スポーツ専門委員会	(Web開催)
2/25・26	多摩六都フェア ヤング・ダンスフェスティバル	(担当市:小平市)

附 属 資 料

- 多摩北部都市広域行政圏協議会の概要
- 歴代協議会三役及び事務局体制
- 多摩北部都市広域行政圏協議会規約
- 多摩北部都市広域行政圏協議会審議会規程
- 多摩北部都市広域行政圏協議会幹事会規程
- 多摩北部都市広域行政圏協議会専門委員会設置要綱
- 多摩北部都市広域行政圏協議会名簿
 - ・ 協議会委員名簿
 - ・ 審議会委員名簿
 - ・ 幹事会名簿
 - ・ 専門委員会名簿
 - ・ 事務局名簿

多摩北部都市広域行政圏協議会の概要

- 1 名 称 多摩北部都市広域行政圏協議会
- 2 設 立 昭和 62 年 1 月 1 日
- 3 目 的 多摩北部地域における広域行政の推進を図るため、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行う。
- 4 所 在 地 西東京市南町五丁目 6 番 13 号(西東京市役所 田無庁舎内)
- 5 広域行政圏名 多摩北部都市広域行政圏 (設置：昭和 62 年 3 月 20 日)
- 6 構成市／圏域人口 小平市(198,739 人)、東村山市(151,815 人)、清瀬市(76,208 人)、東久留米市(115,271 人)、西東京市(207,388 人)
合計 749,421 人(令和 2 年国勢調査)
- 7 圏域総面積 約 77 k m²
- 8 就業人口 第1次産業：2,602 人 第2次産業：47,362 人 第3次産業：250,095 人
(令和 2 年国勢調査)
- 9 組織図 (令和 4 年 4 月 1 日現在)



【設立の経緯】

北多摩北部地域の小平市、東村山市、田無市、保谷市、清瀬市、東久留米市 6 市（H13. 1 田無市、保谷市が合併し、西東京市となり、現在は構成 5 市）は、大都市近郊という地理的条件から昭和 40 年代をピークとする人口の急増に伴い、住宅都市として発展してきました。この間、義務教育施設、福祉施設の整備に追われ、都市基盤整備、生活環境整備の面での立ち遅れ、近年の社会経済環境の変化、住民の生活意識の変化、価値観の多様化等により、様々な行政課題が生じていました。

このような状況を踏まえ、地理的、歴史的、行政的につながりの深い 6 市が、共通する行政課題に連携・協力して広域的に対処し、より質の高い住民サービスを提供することを目指して、昭和 62 年 1 月に多摩北部都市広域行政圏協議会（以下、協議会）を設置し、同年 3 月に大都市周辺地域振興整備措置要綱に基づく多摩北部都市広域行政圏を設定しました。

平成 21 年 3 月には、広域行政圏計画策定要綱（平成 12 年 3 月 31 日自治振第 53 号）が廃止されましたが、平成 21 年 8 月「今後の多摩北部都市広域行政圏のあり方について」を協議会決定し、引き続き、広域行政圏を設置することとし、東京都に財政支援を要望しました。

平成 28 年 3 月には多摩六都広域連携プラン（第三次多摩北部都市広域行政圏計画：平成 28 年度～令和 2 年度）を策定し、令和 3 年 3 月には多摩六都広域連携プラン（第四次多摩北部都市広域行政圏計画：令和 3 年度～令和 7 年度）を策定しました。

なお、東京都には他に昭和 58 年度に圏域設定された「西多摩地域広域行政圏協議会」（4 市 3 町 1 村で構成）があります。

【圏域の概況】

本圏域は、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、東京都心より 20～26 キロメートルの西北部にあり、圏域面積は 76.51 平方キロメートルで東京都全体の 3.5 パーセントを占め、総人口は令和 2 年 10 月 1 日（国勢調査）では 749,421 人となっています。

圏域には、アニメ映画「となりのトトロ」の舞台といわれる八国山緑地をはじめとする雑木林の豊かな緑や、玉川上水、野火止用水、柳瀬川などの清流に恵まれ、美しい公園と数々の由緒ある文化財が点在しています。道路では、都心方向から放射状に伸びる東西方向の幹線道路である新青梅街道、青梅街道、所沢街道、五日市街道、南北方向の幹線道路である小金井街道、新小金井街道、府中街道などを中心に構成されています。鉄道では、西武池袋線、西武新宿線が東西方向に、J R 武蔵野線、西武多摩湖線、西武国分寺線が圏域の西側を南北方向に通っており、都心までの所要時間は 20 分から 1 時間と比較的近い条件が整っています。各鉄道の駅を中心にバスが運行され、コミュニティバスは、市民の身近な交通手段となっています。



協議会では、圏域住民の方々に親しみを感じていただくために、愛称を公募し、平成 5 年 3 月に「多摩六都」という愛称を決めました。左のデザインは、平成 4 年 3 月に圏域の皆さんの投票で決まった協議会のシンボルマークです。

歴代協議会三役及び事務局体制

年 度	協 議 会			事 務 局	
	会長	職務代理	監査	事務局	事務局主査
62	清瀬市	東久留米市	小平市	東久留米市	東久留米市
63	清瀬市	東久留米市	小平市	東久留米市	東久留米市
元	清瀬市	東久留米市	小平市	清瀬市	清瀬市
2	小平市	東村山市	保谷市	田無市	清瀬市
3	小平市	東村山市	保谷市	田無市	小平市
4	東村山市	田無市	清瀬市	東村山市	東村山市
5	東村山市	田無市	清瀬市	東村山市	東村山市
6	田無市	保谷市	東久留米市	田無市	田無市
7	田無市	保谷市	東久留米市	田無市	田無市
8	保谷市	清瀬市	小平市	保谷市	保谷市
9	保谷市	清瀬市	小平市	保谷市	保谷市
10	保谷市	清瀬市	東村山市	保谷市	保谷市
11	保谷市	清瀬市	東村山市	保谷市	保谷市
12	保谷市	清瀬市	東村山市	保谷市	保谷市
13	清瀬市	東村山市	東久留米市	清瀬市	清瀬市
14	清瀬市	東村山市	東久留米市	清瀬市	清瀬市
15	東村山市	東久留米市	小平市	東村山市	東村山市
16	東村山市	東久留米市	小平市	東村山市	東村山市
17	東村山市	東久留米市	小平市	東村山市	東村山市
18	東村山市	東久留米市	小平市	東村山市	東村山市
19	東久留米市	小平市	西東京市	東久留米市	東久留米市
20	東久留米市	小平市	西東京市	東久留米市	東久留米市
21	小平市	西東京市	清瀬市	小平市	小平市
22	小平市	西東京市	清瀬市	小平市	小平市
23	西東京市	清瀬市	東村山市	西東京市	西東京市
24	西東京市	清瀬市	東村山市	西東京市	西東京市
25	清瀬市	東村山市	東久留米市	清瀬市	清瀬市
26	清瀬市	東村山市	東久留米市	清瀬市	清瀬市
27	東村山市	東久留米市	小平市	東村山市	東村山市
28	東村山市	東久留米市	小平市	東村山市	東村山市
29	東久留米市	小平市	西東京市	東久留米市	東久留米市
30	東久留米市	小平市	西東京市	東久留米市	東久留米市
元	小平市	西東京市	清瀬市	小平市	小平市
2	小平市	西東京市	清瀬市	小平市	小平市
3	西東京市	清瀬市	東村山市	西東京市	西東京市
4	西東京市	清瀬市	東村山市	西東京市	西東京市

多摩北部都市広域行政圏協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この協議会は、多摩北部地域における広域行政の推進を図るため、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、多摩北部都市広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会を設ける市)

第3条 協議会は、次に掲げる市（以下「関係市」という。）が、これを設ける。

- (1) 小平市
- (2) 東村山市
- (3) 清瀬市
- (4) 東久留米市
- (5) 西東京市

(担当事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 広域行政圏計画の策定に関すること。
- (2) 広域行政圏計画の実施の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、会長の属する市の事務所内に置く。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

第2章 組織

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員4人をもって組織する。

- 2 会長は、関係市の市長が協議して関係市の市長のうちから定める。
- 3 委員は、会長を除く関係市の市長をもって、これに充てる。
- 4 会長の任期は、2年とする。
- 5 会長及び委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第7条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(事務局及び職員)

第8条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及びその他の職員（以下「職員」という。）を置く。
- 3 職員は、関係市の市長の協議により、当該市の職員のうちから会長が選任する。
- 4 職員は、会長の命を受け協議会の事務を処理する。

第3章 会議

(会議)

第9条 協議会の会議は、協議会の事務に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第10条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上の者から会議の開催の請求があるときは、これを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 11 条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(幹事会)

第 12 条 第 4 条に掲げる事務を処理するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って、会長が別に定める。

(審議会)

第 13 条 協議会は、協議会の諮問に応じ重要な事項について調査審議する審議会を置くことができる。

2 審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って、会長が別に定める。

第 4 章 財 務

(経費の支弁の方法)

第 14 条 協議会の事務に要する費用は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、協議会の会議において定める。

3 関係市は、前項の規定による負担金を年度開始後、直ちに協議会に納付しなければならない。

(歳入歳出予算)

第 15 条 協議会の予算は、前条第 3 項の規定により納付される負担金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

4 会長は、第 2 項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第 16 条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に諮らなければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第 4 項の規定を準用する。

(出納及び現金の保管)

第 17 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第 18 条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第 19 条 会長は、毎会計年度終了後 2 箇月以内に協議会の決算を調製し、会長が協議会の会議に諮って指名する委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 前項の規定により決算が、協議会の会議の認定を経たときは、会長は、当該決算の写しを速やかに関係市長に送付しなければならない。

(その他の財務に関する事項)

第 20 条 この規約に特別の定めがあるもののほか協議会の財務に関しては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に定める普通地方公共団体の財務に関する手続きの例による。

第 5 章 補 則

(事務処理状況の報告等)

第 21 条 協議会は、毎会計年度少なくとも 1 回以上、協議会の事務処理状況について記載した書類を関係市長に提出するものとする。

(費用弁償等)

第 22 条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額及び支給方法は、規程で定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 23 条 協議会が解散した場合は、関係市がその協議によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議会の規程)

第 24 条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第 15 条第 2 項中「年度開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 13 年 1 月 21 日から施行する。

多摩北部都市広域行政圏協議会審議会規程

(目的)

第1条 この規程は、多摩北部都市広域行政圏協議会規約第13条第2項の規定に基づき、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この審議会は、多摩北部都市広域行政圏協議会審議会（以下「審議会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 審議会は、多摩北部都市広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）の会長の諮問に応じ、重要な事項について調査審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第5条 審議会委員は、協議会関係市の議会の議員をもって、協議会会長が委嘱する。

(任期)

第6条 審議会委員の任期は、委嘱日から翌々年の4月30日までとする。

ただし、任期途中において交代したときは前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、協議会会長が必要に応じて招集し、審議会会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(報酬等)

第9条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、別に規程で定める。

(経費の支弁)

第10条 審議会の事務の管理及び執行に要する費用は協議会が負担する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、協議会の事務局がこれを行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が定める。

附 則

この規程は、昭和62年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年10月27日から施行し、改正後の多摩北部都市広域行政圏協議会審議会規程第6条の規定は、平成3年7月11日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成13年1月21日から施行する。

(経過措置)

2 委員の定数は、第4条の規定にかかわらず、西東京市の設置の日から起算して2年間に限り12人とし、その期間において西東京市を除く関係市から各2人を選出し、西東京市から4人を選出する。

多摩北部都市広域行政圏協議会幹事会規程

(目 的)

第1条 この規程は、多摩北部都市広域行政圏協議会規約第12条第2項に規定する、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この幹事会は、多摩北部都市広域行政圏協議会幹事会（以下「幹事会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 多摩北部都市広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）の会議に付議すべき事項の協議
- (2) 協議会の目的達成のための調査、研究
- (3) その他協議会が必要と認めた事項

(組 織)

第4条 幹事会は、事務局長、事務局次長及び幹事をもって組織する。

(幹 事)

第5条 関係市の市長は、幹事を選任した場合には、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

- 2 幹事は、関係市の市長が選任した職員を充てる。

(会 議)

第6条 幹事会は、協議会会長が招集する。

- 2 幹事会の議長は、事務局長がこれにあたる。
- 3 幹事は、やむを得ない事情により幹事会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。この場合において、代理出席者は、幹事とみなす。
- 4 幹事会は、半数以上の幹事が出席しなければ開くことができない。

(専門委員会)

第7条 幹事会に専門的事項について検討するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、幹事会が別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年11月16日から施行する。

多摩北部都市広域行政圏協議会 専門委員会設置要綱

(1) 都市建設専門委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 多摩北部都市広域行政圏計画に基づき、市街地整備を促進する施策等について調査研究するため、多摩北部都市広域行政圏協議会都市建設専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 多摩北部都市広域行政圏協議会より指示のあった市街地整備に関する事項について検討し、報告するものとする。
- (2) その他市街地整備に係る必要な調査・研究に関すること。

(構成)

第3条 専門委員会は、協議会構成各市の市長が職員の中から選任する委員及び事務局職員をもって構成する。

2 専門委員会には、専門委員会の決定に基づき部会を設置することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は協議会会長が任命する。
- 4 委員長は専門委員会を代表し、総務する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議の招集は、委員長が行う。

2 会議は、委員長が必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、協議会事務局が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(2) 緑化専門委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 多摩北部都市広域行政圏計画に基づき、圏域の水と緑の保全と回復に係る広域的施策の実施に関することを検討するため、多摩北部都市広域行政圏協議会緑化専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 多摩北部都市広域行政圏協議会より指示のあった圏域の水と緑の保全と回復に係る広域的施策の実施に関することについて検討し、報告するものとする。
- (2) その他水と緑の保全に係る必要な調査・研究に関すること。

(構成)

第3条 専門委員会は、協議会構成各市の市長が職員の中から選任する委員及び事務局職員をもって構成する。

2 専門委員会には、専門委員会の決定に基づき部会を設置することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は協議会会長が任命する。
- 4 委員長は専門委員会を代表し、総務する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議の招集は、委員長が行う。

2 会議は、委員長が必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、協議会事務局が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(3) 情報推進専門委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 多摩北部都市広域行政圏計画に基づき、情報推進に係る広域的施策の実施に関することを検討するため、多摩北部都市広域行政圏協議会情報推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 多摩北部都市広域行政圏協議会の構成各市の情報推進に係る広域的施策の実施に関することについて検討し、協議会に報告するものとする。
- (2) その他情報推進の広域的連携に係る調査・研究に関すること。

(構成)

第3条 専門委員会は、協議会構成各市の市長が職員の中から選任する委員及び事務局職員をもって構成する。

2 専門委員会には、専門委員会の決定に基づき部会を設置することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は協議会会長が任命する。
- 4 委員長は専門委員会を代表し、総務する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議の招集は、委員長が行う。

2 会議は、委員長が必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、協議会事務局が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(4) 生涯スポーツ専門委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 多摩六都広域連携プランに基づき、スポーツ振興に係る広域的施策について調査・研究するため、生涯スポーツ専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 専門委員会の掌握事務は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ振興に係る広域的施策について調査・研究に関すること
- (2) その他関連事項について調査・研究に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、幹事会からの指示事項に関すること

(構成)

第3条 専門委員会は、協議会構成各市の市長が当該市の職員の中から選任する委員及び事務局職員をもって構成する。

2 専門委員会には、専門委員会の決定に基づき部会を設置することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は協議会会長が任命する。
- 4 委員長は専門委員会を代表し、総務する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議の招集は、委員長が行う。

2 会議は、委員長が必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、協議会事務局が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(5) 産業・観光振興専門委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 多摩六都広域連携プランに基づき、産業・観光振興を促進する施策について調査・研究するため、多摩北部都市広域行政圏協議会産業・観光振興専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 多摩北部都市広域行政圏協議会より指示のあった産業・観光振興に関する事項について検討し、協議会に報告するものとする。
- (2) その他産業・観光振興の広域的連携に係る調査・研究に関すること。

(構成)

第3条 専門委員会は、協議会構成各市の市長が当該市の職員の中から選任する委員及び事務局職員をもって構成する。

2 専門委員会には、専門委員会の決定に基づき部会を設置することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は協議会会長が任命する。
- 4 委員長は専門委員会を代表し、総務する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議の招集は、委員長が行う。

2 会議は、委員長が必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、協議会事務局が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

多摩北部都市広域行政圏協議会名簿

多摩北部都市広域行政圏協議会

会 長	西東京市長	池 澤 隆 史	
委 員	清瀬市長	澁 谷 桂 司	R4.4.3～
委 員	東村山市長	渡 部 尚	(監査)
委 員	小平市長	小 林 洋 子	
委 員	東久留米市長	富 田 竜 馬	

多摩北部都市広域行政圏協議会 審議会

会 長	西東京市議会議員	佐 藤 大 介	～R5.2.6
副会長	東村山市議会議員	横 尾 たかお	
委 員	小平市議会議員	外 山 まなみ	
委 員	小平市議会議員	橋 本 孝 二	
委 員	東村山市議会議員	志 村 誠	
委 員	清瀬市議会議員	宮 原 り え	
委 員	清瀬市議会議員	城 野 けんいち	
委 員	東久留米市議会議員	当 麻 一 哉	
委 員	東久留米市議会議員	高 橋 和 義	
委 員	西東京市議会議員	田 村 ひろゆき	～R5.2.6
委 員	西東京市議会議員	八 矢 好 美	R5.2.7～
委 員	西東京市議会議員	山 田 忠 良	R5.2.7～

多摩北部都市広域行政圏協議会 幹事会

小平市	企画政策部長 政策課長	有 川 知 樹	
東村山市	経営政策部長 企画政策課長	奥 村 修 二	
清瀬市	統括監企画部長 未来創造課長	平 岡 和 富	
東久留米市	企画経営室長 企画調整課長	小 倉 宏 幸	
西東京市	企画部長 企画政策課長	今 村 広 司	
事務局	事務局長 事務局次長	佐 藤 信 明	
		佐々木 弘 治	
		佐 藤 貴 泰	
		◎ 保 谷 俊 章	
		佐 野 剛	
		保 谷 俊 章	
		鈴 木 英美子	

◎は議長

都市建設専門委員会

小平市	都市計画道路担当課長	◎	菊田 隆 幸
	道路課都市計画道路担当係長		菅家 幸 樹
東村山市	都市計画・住宅課長	○	炭山 健一郎
	課長補佐		長谷川 誠
	計画調整係長		坂本 卓也
清瀬市	都市計画課用地担当課長		黒田 和雄
	用地係長		多度津 芳夫
東久留米市	都市計画課長		道辻 正信
	道路計画課長		小林 徹雄
	計画調整担当主査		城市 智輝
	道路交通計画係長		江尻 武洋
西東京市	都市計画課長		門倉 利明
	都市計画担当主査		広瀬 尚徳
	都市計画担当主査		紺野 恒一郎

緑化専門委員会

小平市	水と緑と公園課長	◎	佐藤 幹也
	課長補佐兼緑政担当係長		鹿島 幸宏
東村山市	みどりと公園課長	○	中沢 恭太
	みどりの係長		高橋 亮太
	公園係長		安部 芳久
清瀬市	水と緑と公園課長		木村 広昇
	緑と公園係長		金子 直紀
東久留米市	環境政策課長		浅海 希
	緑と公園係長		櫻井 康
	緑と公園係長		大木 隆雅
西東京市	みどり公園課長		渡邊 暁生
	みどり公園係長		小澤 佑輔

情報推進専門委員会

小平市	情報政策課長	◎	増原 一平
	課長補佐兼計画担当係長		山鹿 寛之
	推進担当係長		久保江 雄一
	デジタルトランスフォーメーション 推進担当課長		赤坂 慶太
	デジタルトランスフォーメーション 推進担当係長		大川 香織
東村山市	情報政策課長	○	堀口 裕司
	課長補佐 (ICT推進担当主査兼務)		谷 知彌
	主査 (ICT推進担当)		川合 憲二
	主査 (ICT推進担当)		前河 基暁
清瀬市	DX推進課長		海老澤 悟
	DX推進係長		周藤 健太
東久留米市	行政経営課長		森田 吉輝
	主査		工藤 悠人
西東京市	情報推進課長兼デジタル戦略推進係長		大谷 健
	情報推進係長		田中 史絵

生涯スポーツ専門委員会

小平市	文化スポーツ課長 スポーツ推進担当係長	◎ 田野倉 勇 大橋 史和
東村山市	市民スポーツ課長 課長補佐兼施設係長 振興係長	○ 川崎 基司 森 健二 百々 和彦
清瀬市	生涯学習スポーツ課長 生涯スポーツ係長	金子 雅広 鈴木 丈洋
東久留米市	生涯学習課長兼 スポーツ振興係長事務取扱	島崎 修
西東京市	生活文化スポーツ部副参与 兼スポーツ振興課長 スポーツ振興係長	越 沼 明彦 安 藤 卓夫

産業・観光振興専門委員会

小平市	産業振興課長 観光まちづくり担当係長	◎ 齋藤 貴彦 松村 信一
東村山市	シティセールス課長 シティセールス課係長	○ 杉山 健一 高橋 明乃
清瀬市	産業振興課長 産業振興係長	戸野 慎吾 中野 正明
東久留米市	産業政策課長 労政商工係長 振興企画主任	板倉 正弥 小山 祥生 八角 秀亮
西東京市	産業振興課長 生活文化スポーツ部主幹 産業振興課長補佐兼商工係長	後藤 幸男 原島 誠 山田 公一

◎は委員長 ○は副委員長

多摩北部都市広域行政圏協議会事務局

事務局長	西東京市企画部長	保谷 俊章
事務局次長	西東京市企画部主幹 多摩北部都市広域行政圏事務局	鈴木 英美子
事務局主査	西東京市企画部主査 多摩北部都市広域行政圏事務局	安達 玲子

令和4年度 事業報告書

(編集・発行)

令和5年7月発行

多摩北部都市広域行政圏協議会

東京都清瀬市中里5丁目842番地

(清瀬市役所3階)

電 話 042-497-2555 (直通)

E-mail kouiki@city.kiyose.lg.jp

URL <https://www.tama6.jp>



物摩六都